

平成26年3月

鈴鹿亀山地区広域連合議会定例会会議録

平成26年3月28日 開会

平成26年3月28日 閉会

鈴鹿亀山地区広域連合議会

鈴鹿亀山地区広域連合議会定例会会議録

平成26年3月28日鈴鹿市議会第1委員会室において鈴鹿亀山地区広域連合議会定例会を開く。

1 出席議員

1 番 森 雅之	
3 番 鈴木 純	4 番 新 秀隆
5 番 藤浪 清司	6 番 福沢 美由紀
7 番 中村 浩	8 番 尾崎 邦洋
9 番 板倉 操	10 番 森川 ヤスエ
11 番 中崎 孝彦	12 番 青木 啓文

1 欠席議員

2 番 山口 善之

1 出席者の職氏名

広域連合長	末松 則子
副広域連合長	櫻井 義之
事務局長	佐藤 隆一
総務課長	草川 吉次
介護保険課長	片岡 康樹
総務課副参事兼 鈴鹿亀山消費生活センター所長	中西 勇太郎
介護保険課主幹兼管理グループリーダー	服部 亨
介護保険課主幹兼認定グループリーダー	小川 雅司
介護保険課主幹兼給付グループリーダー	平田 千尋
総務課主幹	板橋 隆行
総務課主幹	岡村 智子

1 議会書記

総務課副主幹 岡 慎也

1 会議の事件

日程 第1 会議録署名議員の指名

日程 第2 会期の決定

日程 第3 諸般の報告

日程 第4 発議案第1号 鈴鹿亀山地区広域連合議会会議規則の一部改正について

日程 第5 議案第1号 平成25年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第2号 平成26年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計予算

議案第3号 平成26年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計予算

議案第4号 鈴鹿亀山地区広域連合広域計画の一部変更について

議案第5号 鈴鹿亀山地区広域連合監査委員条例の一部改正について

日程 第6 一般質問

午前 10 時 00 分 開会

○ 議長（青木啓文 議員）

皆さんおはようございます。お揃いでございますので、始めさせていただきたいと思えます。座って失礼します。

それでは定刻になりましたので、ただいまから平成 26 年 3 月鈴鹿亀山地区広域連合議会定例会を開会いたします。ただいまの出席議員は 11 人で定足数に達しております。本日の議事日程は、過日、送付いたしましたとおりでございますので、御了承を願います。

これより会議を開きます。まず、日程第 1，会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 35 条の規定により鈴木純議員，板倉操議員に指名をいたします。

次に、日程第 2，会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（青木啓文 議員）

御異議ないものと認めます。したがって、会期は本日 1 日と決定をいたしました。

次に、日程第 3，諸般の報告をいたします。本日の議案説明員の職・氏名を一覧表にして、お手元に配布しておきましたので、御了承願います。また、平成 25 年度定期監査結果報告書及び例月出納検査の結果の写しをお手元に配布しておきましたから、御了承願います。

次に、日程第 4，発議案第 1 号 鈴鹿亀山地区広域連合議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。それでは本案について、提案理由の説明を求めます。

○ 議長（青木啓文 議員）

福沢議員。

○ 福沢美由紀 議員

おはようございます。ただいま議題とされました発議案第 1 号 鈴鹿亀山地区広域

連合議会会議規則の一部改正についてでございますが、昨年の平成 25 年 10 月に開催いたしました、本広域連合議会の議員懇談会のおきましても、議員の皆様には御議論を賜りましたところですが、このたびの会議規則の改正は、一般質問や議案質疑の発言回数について、現在、3 回までとなっております回数制限をなくすため、同会議規則第 28 条の条文を削除しようとするものでございます。なお、改正後の同規則の施行日につきましては、平成 26 年 4 月 1 日付けにて告示する予定としております。議員の皆様におかれましては、よろしく御審議を賜り、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○ 議長（青木啓文 議員）

発議案第 1 号の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（青木啓文 議員）

よろしいですか。質疑なしと認めます。

それでは、これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（青木啓文 議員）

別段、討論もございませんので、これより採決をいたします。発議案第 1 号 鈴鹿亀山地区広域連合議会会議規則の一部改正についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者 挙手）

○ 議長（青木啓文 議員）

挙手全員でございます。したがって、発議案第 1 号 鈴鹿亀山地区広域連合議会会議規則の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 5、議案第 1 号 平成 25 年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特

別会計補正予算（第2号）から議案第5号 鈴鹿亀山地区広域連合監査委員条例の一部改正についてまでを一括議題とします。それでは本案について、提案理由の説明を求めます。

○ 議長（青木啓文 議員）

広域連合長。

○ 広域連合長（末松 則子 君）

おはようございます。本日は、鈴鹿亀山地区広域連合議会の3月定例会をお願いをいたしましたところ、議員の皆様におかれましては、何かとお忙しい中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。何とぞ、よろしくをお願いを申し上げます。それでは、本定例会の開会に当たりまして、平成26年度の施政方針について述べさせていただきます。

まずはじめに、本広域連合を構成をしております関係市の予算編成方針でございますが、歳入面で、普通交付税の減額などの財源不足が見込まれるほか、社会保障と税の一体改革による地方財源の大きな変更が予定をされており、財源確保の見通しが不透明な状況でございます。そのため、行財政改革や行政評価などによる施策や事業の「選択と集中」を基本姿勢に、限られた財源を有効かつ適切に活用し、一層健全な財政運営を目指し、予算を編成されております。このようなことから本広域連合といたしましては、関係市の財政状況に最大限の配慮をいたしながら、関係市の諸施策との調整を図りつつ、広域連合規約に基づく事務事業の着実な遂行に努めるための予算を編成いたしましたところでございます。なお、議員の皆様も既に御承知のことと存じますが、去る鈴鹿・亀山両市議会の12月定例会におきまして、本広域連合規約の変更協議に係る議案を議決いただきましたことから、平成25年度で、鈴鹿亀山地区広域行政圏計画を廃止する予定でございますが、今回、この広域行政圏計画を廃止いたしましても、広域連合といたしましては、地方自治法の規定により策定が義務付けられております基本計画である広域計画に基づきまして、引き続き、施策や事業を推進してまいりますので、よろしく御理解を賜りますようお願いを申し上げます。それでは、まず、消費者行政関係でございますが、鈴鹿亀山消費生活センターを中心に、関係市とのさらなる連携強化を図り、圏域住民の皆様が安心して、安全で豊かな日常生活が送れますよう消費生活相談や啓発活動など、将来にわたり積極的に取り組んでまいります。次に、介護保険事業関係でございますが、引き続き第5期介護保険事業計画に

基づき、基本理念であります「いつまでも自分らしく暮らせる長寿社会の創造」を実現するため、地域ケア体制の確立、介護予防の推進、介護サービスの提供体制の確保とサービスの充実、介護保険制度の円滑な運営に取り組んでまいります。また、平成27年度から平成29年度を計画期間といたします第6期介護保険事業計画について、地域包括ケアシステムの構築を目標とした介護保険制度の改正内容を踏まえ、策定に取り組んでまいります。以上、平成26年度の施政方針について述べさせていただきました。今後とも、圏域住民の更なる福祉の向上を目指し、各種事業の着実な遂行に取り組んでまいりますので、議員の皆様におかれましては、御理解と御協力をお願いを申し上げます。

それでは、引き続きまして、本定例会に提出をいたしました議案について御説明を申し上げます。概略を私のほうから説明させていただき、予算議案の詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、御了承賜りたいと存じます。

まず、議案第1号 平成25年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明をいたします。補正予算書1ページをお開き下さい。第1条で、歳入歳出それぞれ5,254万1,000円を追加し、補正後の総額を152億7,916万8,000円にしようとするものでございます。

続きまして、議案第2号及び議案第3号につきましては、平成26年度当初予算でございますが、まず、議案第2号 平成26年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計予算について御説明いたします。予算書1ページを御覧いただきたいと存じます。第1条で、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ8,678万8,000円にしようとするものでございます。対前年度比2.9%の増加でございます。

続きまして、議案第3号 平成26年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計予算の説明をさせていただきます。予算書29ページをお開き下さい。第1条で、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ157億250万5,000円にしようとするものでございます。対前年度比3.8%の増加でございます。第2条では、一時借入金の限度額を計上するものでございます。

続きまして、議案第4号 鈴鹿亀山地区広域連合広域計画の一部変更についてでございますが、本議案の説明に先立ちまして、まずは一言、御礼を申し上げさせていただきます。先ほどの施政方針の中でも申し上げましたが、昨年の12月に開催をされました鈴鹿市議会及び亀山市議会の平成25年12月定例会におきまして、本広域連合規約の変更協議に係る議案を全会一致にて可決をしていただきましたこと、本広域連合議会の議員の皆様をはじめ、鈴鹿市及び亀山市の両市議会も議員の皆様に対しまし

て、この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。それでは、改めまして議案第4号 鈴鹿亀山地区広域連合広域計画の一部変更について説明をさせていただきます。ただいまも御説明をいたしましたとおり、鈴鹿市及び亀山市の両市議会におきまして議決いただきました広域連合規約の変更に伴いまして、本広域連合の広域計画につきましても同様に広域市町村圏計画に関する部分を削除するため、広域計画の一部を変更しようとするものでございます。

続きまして、議案第5号 鈴鹿亀山地区広域連合監査委員条例の一部改正についての説明をさせていただきます。定期監査の監査対象範囲につきまして、これまでの暦年から年度に変更をしたことに伴い、毎年1月から2月の間に実施をする定期監査を7月から9月の間に実施をしようとするための、所要の規定整備を行おうとするものでございます。以上、議案第1号から議案第5号までの説明とさせていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（青木啓文 議員）

総務課長。

○ 総務課長（草川吉次 君）

それでは、議案第1号 平成25年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の補足説明を申し上げます。補正予算に関する説明書10ページ、11ページをお開き願います。歳入でございますが、第1款保険料1億874万8,000円の増額は、第1号被保険者保険料の現年度分特別徴収及び現年度分普通徴収と過年度分普通徴収それぞれの収入見込みによるものでございます。第2款分担金及び負担金697万2,000円の減額は、給付費や地域支援事業費、事務費の歳出の精査による関係市からの負担金の減額でございます。第4款国庫支出金、第1項国庫負担金1,735万円の増額は、介護給付費の見込みによるものでございます。次に、12ページ、13ページの第2項国庫補助金1億13万1,000円の減額は、調整交付金、地域支援事業交付金及び介護保険システム修正費補助金それぞれの見込みによるものでございます。第5款支払基金交付金2,250万1,000円の増額は、介護給付費交付金と地域支援事業支援交付金で、社会保険診療報酬支払基金からの交付見込みによるものでございます。次に、14ページ、15ページの第6款県支出金、第1項県負担金1,677万5,000円の増額は、介護給付費の見込みによるものでございます。第3項県補助金574万円の減額は、地域支援事業の介護予防と包括的支援事業、任意事業の見込みによるもの

でございます。第7款財産収入1万円の増額は、介護給付費準備基金収益金でございます。次に、16ページ、17ページをお開き願います。歳出でございますが、第1款総務費、第1項総務管理費455万7,000円の減額は、職員人件費の精査による給与費負担金の減額及び介護保険事務処理システムの修正にかかる事務費の増額によるものでございます。第2項介護認定審査会費878万4,000円の減額は、認定審査会委員の報酬及び認定調査委託料の実績見込みによるものでございます。次に、18ページ、19ページをお開き願います。第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費1億500万円の増額は、説明欄にございます特定入所者介護サービス等費、介護報酬審査支払手数料、高額介護サービス等費の各種サービスの給付見込みによるものでございます。第3款地域支援事業費でございますが、20ページ、21ページの合計欄3,912万8,000円の減額は、二次予防、一次予防、任意事業費の実施見込みによるものでございます。第5款諸支出金、第1項基金費1万円の増額は、介護給付費準備基金の収益金積立によるものでございます。以上が、介護保険事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

続きまして、議案第2号 平成26年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計予算の補足説明を申し上げます。予算に関する説明書10ページ、11ページをお開き願います。歳入でございますが、第1款分担金及び負担金8,605万5,000円は、広域連合規約に基づく、各事務に係る負担を関係市にお願いするもので、関係市の負担割合は、平成22年10月に実施されました国勢調査の結果に基づき算出したしました按分率を適用しております。第2款県支出金6万2,000円は、低所得者等対策費補助金でございます。次に、12ページ、13ページをお開き願います。第3款繰越金10万円は、前年度からの繰越金でございます。第4款諸収入、第1項広域連合預金利子1,000円は、預金利子でございます。第2項雑入57万円の主なものは、公用車の事故等に係る保険金等を計上いたしております。次に、14ページ、15ページをお開き願います。歳出でございますが、第1款議会費48万1,000円は、議員報酬及び議会関係事務費を計上いたしております。第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費6,326万6,000円は、主なものとして、給与費等負担金4,789万9,000円で、局長及び総務課職員の人件費に係る負担金でございます。また、事務費1,525万9,000円は、文書管理システム及び財務会計システムの保守管理、文書集配業務などの委託料、広域連合事務所の賃借料などを計上いたしております。次に、16ページ、17ページを御覧ください。第2目企画費95万1,000円は、主なものとして、関係市との広域連携連絡調整費としまして連合広報の発行経費などを計上いたしております。次の公平委員会

費、下段の選挙費及び18ページ、19ページの監査委員費につきましては、それぞれの委員の報酬を計上いたしております。第3款民生費、第1目老人福祉費8万3,000円は、低所得者等対策費として、訪問介護利用料等を軽減する経費等でございます。次に、20ページ、21ページをお開きください。第4款商工費2,142万4,000円は、平田町駅前に事務所を構える消費生活センターの管理運営に要する経費で、センター所長の人件費にかかる負担金、相談員の賃金、事務所の維持管理費のほか、啓発活動にかかる啓発物品やパンフレットの作成費、また、相談員の研修経費などを計上いたしております。第5款諸支出金10万円は、国庫支出金等の過年度分返還金でございます。次に、22ページ、23ページをお開きください。第6款予備費20万円は、予備費として前年度と同額を計上いたしております。次に、24ページ、25ページには、給与費明細書を掲載いたしておりますので、御覧おき願います。次の26ページ、27ページには、財務会計システムの機器借上料と、鈴鹿亀山消費生活センターの施設借上料につきまして、過年度議決済にかかる分として債務負担行為の調書を掲載してございます。以上が、議案第2号の平成26年度一般会計予算の補足説明でございます。

続きまして、議案第3号 平成26年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計予算の補足説明を申し上げます。予算に関する説明書38ページ、39ページをお開き願います。歳入でございますが、第1款保険料33億9,544万円は、第1号被保険者の特別徴収、普通徴収及び過年度分普通徴収の保険料をそれぞれ計上いたしております。第2款分担金及び負担金23億3,739万3,000円は、保険給付等にかかる関係市の負担金でございます。次に、40ページ、41ページをお開き願います。第3款使用料及び手数料15万円は、介護保険料の督促手数料でございます。第4款国庫支出金、第1項国庫負担金27億235万2,000円は、保険給付費のうち居宅介護給付費等の20%分と、施設介護給付費の15%分の合計額を計上いたしております。第2項国庫補助金のうち第1目調整交付金5億2,446万8,000円は、保険給付費総額の3.51%分を、第2目地域支援事業交付金（介護予防事業）2,146万9,000円は、介護予防事業費の25%分を、第3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）1億428万1,000円は、包括的支援事業・任意事業費の39.5%分をそれぞれ計上いたしております。次に、42ページ、43ページを御覧ください。第5款支払基金交付金のうち、第1目介護給付費交付金43億3,321万3,000円は、保険給付費総額の29%分を、第2号被保険者保険料として社会保険診療報酬支払基金から交付されるものとして計上いたしております。第2目地域支援事業支援交付金2,490万4,000円は、地域支援事業費のうち、介護予防事業費の29%分を計上いたしております。第6款県支出金、第

1 項県負担金 21 億 5,383 万 5,000 円は、居宅介護給付費等の 12.5%分と、施設介護給付費の 17.5%分の合計額を計上いたしております。第 3 項県補助金の第 1 目地域支援事業交付金（介護予防事業）1,073 万 4,000 円は、介護予防事業費の 12.5%分を、44 ページ、45 ページ上段の、第 2 目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）5,214 万円は、包括的支援事業・任意事業費の 19.75%分をそれぞれ交付金として計上いたしております。第 7 款財産収入の第 1 目利子及び配当金 8,000 円は、介護給付費準備基金の収益金を計上いたしております。第 8 款繰入金 3,902 万 5,000 円は、介護給付費準備基金からの繰入金でございます。次に、46 ページ、47 ページをお開きください。第 9 款繰越金 200 万円は、前年度の繰越金でございます。第 10 款諸収入のうち、第 1 目返納金 83 万 7,000 円は、分割返還が予定されております介護報酬不正請求にかかる返還金を計上いたしております。また、第 2 目雑入 25 万 6,000 円は、関係市からの生活保護受給者にかかる介護認定の受託料等を計上いたしております。続きまして、歳出につきまして御説明申し上げます。次の 48 ページ、49 ページをお開き願います。第 1 款総務費、第 1 項総務管理費 2 億 6,499 万 2,000 円の主なものとして、給与費負担金 1 億 6,978 万 1,000 円は、嘱託職員 6 名を含む介護保険課職員の人件費で、そのほか関係市に委託しております介護保険賦課徴収事務の委託料 5,729 万 9,000 円や、電算システムにかかる保守管理委託料、専用回線使用料などの事務費として 3,791 万 2,000 円を計上いたしております。第 2 項介護認定審査会費、第 1 目介護認定審査会費 4,155 万 2,000 円の主なものは、介護認定審査委員 80 名の委員報酬 3,502 万 8,000 円や、医師会にお願いしております介護認定適正研究事業に対する交付金 412 万 2,000 円などを計上いたしております。次に、50 ページ、51 ページの第 2 目認定調査等費 8,950 万 9,000 円のうち、第 12 節役務費の 4,929 万 6,000 円の主なものは、主治医の意見書作成料で、第 13 節委託料 3,942 万円は、要支援・要介護認定を受けている方の更新にかかる認定訪問調査を各事業所へお願いしている経費でございます。第 3 項趣旨普及費 241 万 6,000 円は、介護保険制度の PR パンフレットや広報の作成経費でございます。次に、52 ページ、53 ページの第 4 項計画策定費 357 万 6,000 円は、第 6 期介護保険事業計画の策定にかかる経費でございます。次に、54 ページ、55 ページを御覧ください。第 2 款保険給付費の主なものは、第 5 期介護保険事業計画に基づく介護サービス給付費や介護予防サービス給付費などで、合計欄の 149 億 4,295 万 3,000 円を計上いたしており、対前年度比 4.0%増となっております。第 3 款地域支援事業費、第 1 目介護予防事業費 8,587 万 9,000 円は、要支援又は要介護の状態となる恐れのある高齢者を対象として実施する二次予防事業と、

一般高齢者を対象として実施する一次予防事業にかかる経費でございます。次に、56 ページ、57 ページをお開きください。第2目包括的支援事業・任意事業費2億6,400万4,000円は、地域包括支援センターの運営にかかる包括的支援事業と家族介護支援事業など任意事業の実施にかかる経費でございます。第4款公債費11万6,000円は、一時借入金に要する利息を計上いたしております。次に、58 ページ、59 ページを御覧ください。第5款諸支出金、第1項基金費8,000円は、介護給付費準備基金への積立金でございます。第2項償還金及び還付加算金、第1目第1号被保険者過年度保険料還付金50万円は、受給資格の異動等による保険料の還付金を仮置きとして計上いたしております。第2目の償還金200万円は、国庫支出金等の過年度分返還金でございます。次に、60 ページ、61 ページを御覧ください。第6款予備費として500万円を計上いたしております。次の62 ページ、63 ページには、給与費明細書を掲載いたしておりますので、御覧おき願いたいと存じます。次に、64 ページ、65 ページを御覧ください。こちらは、介護保険システムの機器借上料として過年度議決済にかかる債務負担行為の調書を掲載してございます。以上、議案第1号から議案第3号までの予算関係の補足説明でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（青木啓文 議員）

議案第1号から議案第5号までの説明は終わりました。これより質疑に入ります。議案質疑に当たりましては、一問一答方式によりますが、質疑回数は、項目ごとに3回まで、質疑時間は、答弁を含め30分以内でございますので、厳守していただきますようお願い申し上げます。なお、議案質疑でございますので、質疑に当たっては自己の意見を述べることなく、また、質疑の範囲が議題外にわたることのないよう、特にお願いを申し上げます。それでは、事前に通告をいただいております方よりお願いをいたします。

○ 議長（青木啓文 議員）

森川議員。

○ 森川ヤスエ 議員

はい。私は通告をさせていただきました内容でお尋ねしたいのですが、今回の予算、今年度の予算は、5期計画の最終年度の予算という事で、その計画全体との整合性といいますかね。そのことについて具体的に保険料の算定で、その保険料はど

のようにこう、当初の予定とどう違っているのか。保険給付費も予算上はその計画どおりの数字が上がっておりますけれども、実質的には、過去の年度を見ていると、予算、計画との差が出ていると思うのですが。今年度も含めて、その差異はどのようにここへ反映しているかという事ですね。それから、地域支援事業費については、当初の計画から大幅にこう下回った範囲で計上されておりますし、ここまでも、毎年、その上でも比較的低位でこう実施されてきている。毎年、減額補正がされている状態の中で、最終年度、その全体の計画との整合性はどうかという事ですね。あと、基金の状況についても一点教えて頂ければと思います。

○ 議長（青木啓文 議員）

事務局長。

○ 事務局長（佐藤隆一 君）

それでは、第5期計画と比較をして最終年度にあたります平成26年度の予算の状況全般について、御説明を申し上げます。まず、歳出予算の関係でございますが、保険給付費の過去2年間の計画に対する執行状況は、平成24年度の計画値に対しまして、執行率が99.6%、平成25年度の執行率は、計画値に対しまして100.7%となる見込みで、概ね、計画どおりの執行でございます。平成26年度については、これら2年間の執行状況を踏まえて、計画値と同額の149億4,295万3,000円を計上しております。次に、地域支援事業費の状況でございますが、本計画においては、地域支援事業費は、保険給付費の3%で各年度とも計画をしてきておりますことから、計画額と執行額に乖離が生じております。平成24年度の計画額に対する執行率は、74.8%、平成25年度は、本定例会に補正予算議案を提出しておりますが、72.7%となる見込でございます。平成26年度の予算、3億4,988万3,000円は、平成25年度同様、計画額によらず、実際の事業実施見込みから見積り、計上をしておりますが、計画額に対する予算額の割合は78.1%でございます。次に、歳入予算科目について、説明いたします。まず、保険料収入額の計画額に対する収入割合は、平成24年度が102.1%、平成25年度が103.5%で、ほぼ計画どおりの収入となっておりますことから、平成26年度も計画額どおり33億9,544万円を計上しております。次に、介護給付費準備基金繰入金は、保険料収入の不足分を補うもので、平成26年度は、介護給付費準備基金現在残高1億5,054万7,366円から3,902万5,000円の繰り入れを行う予定でございます。第5期介護保険事業計画は、平成26年度に最終年度を迎えますが、概ね

事業計画どおりに進んでいるものと考えております。

○ 議長（青木啓文 議員）

森川議員。

○ 森川ヤスエ 議員

はい。一通りお答えいただきましたので、引き続き伺っていきたいと思います。この3年間のこう推移の中で、特にですね、地域支援事業というところが計画と大きく乖離していますよね。その部分の今回の計画も乖離したままこうやっていってらっしゃるのですけれども、これは、基本的に国からの支援事業補助金、給付金ですね。国が支出してくる国庫補助金の場合も、実際のこの計画に対する25%でしたか、国は20%でしたっけ。それか、その当初の計画について、こう、国からはきちっと入ってきて、という事になるのか、そのあたりについてはいかがですか。

○ 議長（青木啓文 議員）

介護保険課長。

○ 介護保険課長（片岡康樹 君）

地域支援事業の国県等の交付金の割合ですけれども、それについては、当初計画額によって私ども要求しているのではなくて、あくまでも予算額で要求しておりますので、当初24年度はですね、予算がもう、保険給付の3%ということで、予算編成をしておりましたので、そのとおり、計画どおり地域支援事業の交付金を申請しておりましたけれども、25年度、26年度につきましては、予算額は実際にできるという事業の見積りを取った上で予算を組んでおりますので、予算に応じた形で国、県に申請をしておるといふ事になります。以上です。

○ 議長（青木啓文 議員）

森川議員。

○ 森川ヤスエ 議員

そうしますとですね。当初の保険料の算出の時に、地域支援事業費というのは、3%みていたので、こうかなり乖離をしてきて、今回の予算でも78.1%入れてますよね。

保険料との関係でいきますと、保険料の算定にはその当初の地域支援事業費3%を入れた上で、保険料の算定がされていたと思うのですね。そうしますと、その保険料との乖離と言いますか、そういうものはどこへこれ表れてくるのか、多分それが基金として残ってきているのかもしれませんが、保険料収入については、ほぼ計画100%を少し超える程度でほとんど差異がないということで。その保険料の算定にしても、事業費の、全体事業費の収納率を98%で見込んだ上でやっていますよね。それがその保険料が全体事業費のその98%ではなくって、保険料は全部100%を超える収入がこう実現している中で、その当初の計画との乖離と言いますか、その辺、その金額の実質的な今年度の予算には、この乖離はどこに表現されてくるのかというのがよく見えてこないのですけれども、それは。保険料算定するときには、私たちは、大変厳しい状況なので、本当にシビアに見てくれという事を何度も言わせていただいた上でのこの保険料算定だったのでね、大幅に乖離をしているというこの金額を、じゃあその実質的に高い保険料を払ってきた高齢者にどう還元されていくのかという事はとても大事になってくるのですが、今年度の最終年度の予算に、どのようにそれが反映されているのかちょっと伺いたいのです。

○ 議長（青木啓文 議員）
事務局長。

○ 事務局長（佐藤隆一 君）

今の議員の御質問は、計画額に対して地域支援事業費が78%、70%ちょっとしか執行されていかない。つまり、20数%については、保険料に含まれているのに、その保険料はひょっとすると多くなってしまっているのではないかという趣旨の、ですからそこを予算に反映したのかというふうな趣旨だと理解をさせていただきました。元々3%で当初組むというのは、本当は、3%以内で組んでくださいというのが、本来の国からの話なのですけれども。私ども、最初、計画の時、第5期を組む時に3%で全て数字をおきました。この地域支援事業というのは、広域連合そのものが直接事業を実施しておるわけではなくて、鈴鹿市、亀山市にいろいろな様々な予防事業をお願いをして、鈴鹿市、亀山市の地域性に合った、あるいは、地域の資源を使った形で事業を展開していただくと。ですから、計画値は3%でおきましたけれども、実際は3%まで行かずに計画値のだいたい70%くらいで、これまで推移をしてきておるといいます。それで、保険料がじゃあそれは本当はもう少し少なくともよかったのではないかと

というふうな質問の趣旨だとは思いますが、現在、基金を見ました時に、基金の残高が今回繰入れをいたしますと、26年度で3,900万円からの繰入れを予定しております。現在高が1億5,000万ですので、差し引きますとほしい、今回26年度が終わりますと、1億を切る程度の9,100万円か9,200万円程度の基金残高となります。元々、保険料にしましても何にしましても、介護保険の予算というのは年間で150億円ございます。3年間で450億円ございます。ほとんどが保険給付費でございます。確かにその地域支援事業というのは、パーセンテージで言いますと計画値の70数%という事ではございますが、全体の額からみたら、こういう言い方が適切かどうかわかりませんが、全体の保険給付に比べれば、大変些少なものでございます。それと、基金がやはりあと残り、今年26年度を終わりますと、1億を切るような数字になる。これは全体で450億円を使っていく中で、基金の残高が1億という事でございます。1億円と言いますと、保険給付費に直しますと大体2、3日分でございます。1年間の内の2、3日分が1億円。一月で15億円ほど、12～3億円使いますので、そういうふうなものでございます。そのようなことから考えまして、保険料につきましては今回は、地域支援事業費の減額という事を考慮せずに、そのまま計画値をおかさせていただいてありますし、今後の、もし、保険料の事でまた基金のあり方、基金の残高、それから地域支援事業の内容、それから保険給付費の今後の進捗をみて、第6期のほうでもう一度検討していく事になりますので、第5期については計画どおりおこなわせていただいております。以上です。

○ 議長（青木啓文 議員）

介護保険課長。

○ 介護保険課長（片岡康樹 君）

実際、計画上は、収納率の98%とおいてますけれども、実際、収納率だけ見ればですね、98はっていないのが現実ですけど、調定額といいますか、収納額だけ見ますと、金額だけで見ますと計画額以上に入っている部分がありますので、その分で十分まかなえているという状況でございます。

○ 議長（青木啓文 議員）

はい。よろしいですね。では、これにて、森川議員の質疑を終わります。

○ 議長（青木啓文 議員）

鈴木議員。

○ 鈴木純 議員

はい。私から二つ質問させていただきたいのですが、一つは議案第1号の補正予算でございます。3ページ歳出の3款地域支援事業費、1項地域支援事業費（1）地域支援事業費の補正前の額が3億5,214万5,000円だったのですが、これを今回減額補正という事で、3,912万8,000円計上しておりますが、その内訳と減額理由について御説明をお願いいたします。

○ 議長（青木啓文 議員）

事務局長。

○ 事務局長（佐藤隆一 君）

それでは地域支援事業費にかかる補正前の額3億5,214万5,000円についての、減額補正額3,912万8,000円の内訳、減額理由について御説明申し上げます。地域支援事業費3,912万8,000円の減額の内訳は、まず、介護予防事業費で2,740万9,000円、包括的支援事業・任意事業で1,171万9,000円でございます。介護予防事業費減額の主な理由の一つ目は、広域連合で実施をしておりますいきいき度チェックの実施に係る経費が、対象者を65歳以上から75歳以上に見直したことにより1,339万円の減額となる見込みによるものでございます。二つ目は、鈴鹿市、亀山市に事業委託しております二次予防事業で運動や口腔機能の向上、栄養改善などのための介護予防教室の参加人数が、当初見込みの5,328人に対して、教室欠席などによる参加者数の減少により3,398人となる見込みによるもので、1,032万3,000円の減額となるものでございます。次に、包括的支援事業・任意事業費減額の主な理由は、一つ目として、鈴鹿市、亀山市に事業委託しております配食サービス事業において配食数が、当初見込み数の11万2,800食に対して、民間事業者の行う配食サービス利用者の増加などによる利用者の減少により6万4,740食となる見込みによるもので、470万円の減額でございます。二つ目は、亀山市の介護用品支給事業において事業費の一部財源に充てております財団法人日本宝くじ協会からの助成金が当初見込みより増額されたことにより、本広域連合からの委託料610万3,000円が不要となったものでございます。以上でございます。

○ 議長（青木啓文 議員）

鈴木議員。

○ 鈴木純 議員

その件で二つ目の質問ですけれども、補正予算というのは一般的にですね、成立後に発生した事由によって当初予算どおりの執行が困難になったときに、予算の内容を変更するというふうになっとるわけですが、この最初にですね、御説明いただいたこの基本チェックリスト、広域連合でいきいきチェックリストと言っておりますけれども、これをその65歳から今まで毎年やっていたものをですね、75歳に変更したと。これがそのどういうですね、予見できない事由によって補正になったのかですね、その辺の御説明をお願いします。

○ 議長（青木啓文 議員）

介護保険課長。

○ 介護保険課長（片岡康樹 君）

いきいき度チェックの事業の内容、65歳以上対象から75歳以上を対象にした理由について説明させていただきます。まず、24年度の回収率で見ますと、65歳から74歳までの方が、回収率が60.3%、それから75歳以上の方が76.7%で、75歳以上の方の回収率が高いと、介護予防に関心があると推測がされたという事が一つ。それから二つ目が、二次予防該当者の割合が65歳から74歳までで18%に対して、75歳以上の方になりますと38%と、75歳以上の方が二次予防の該当になる方が割合が高いという事。それから三つ目については、介護認定を受けている割合が65歳から74歳までの方で4.1%、75歳以上の方が30.7%で、75歳以上の方の認定の割合が高いという事。それから四つ目は、これは事業費の関係でございましてけれども、65歳以上とした場合で約1,900万円の費用が掛かります。それから、75歳以上とした場合でいきますと約600万円の事業となり、1,300万の経費の削減が図れるという事。それから五つ目に、これは高齢者の方からの電話等で御意見をいただくのですけれども、74歳までの方からにとってはですね、元気な方もかなり大勢みえますので、その方からこういうものを毎年送ってくるのは税金の無駄遣いではないかというような御意見もたくさんの方からいただいております。それから、実際の包括支援センターが二次予防事

業へのアプローチなんかを行っておりますけれども、主に 75 歳以上の方を対象に介護予防への案内を行っているというようなことから、これらを総合的に判断しまして、費用対効果の観点から 75 歳以上という事にさせていただいたというところでございます。本来、予算見積りの段階でここまで検討しながら予算計上するのが本来ではありますけれども、ちょっとその予算編成の時期にはここまでの判断ができなかったという事で、今現在、3月議会に補正として上げさせていただくという状況でございます。以上です。

○ 議長（青木啓文 議員）

鈴木議員。

○ 鈴木純 議員

一応この件で3回目の質問ですけれども、今御説明のあったようにいずれにしても今年度に入ってわかったようなことではなくて、前からわかっていることをですね、なぜこの時に急いで補正をしなくちゃいけないのか。三重県もですね、ほとんどの市が実はまだ65歳以上で実施をしておるといいますし、厚生労働省もですね、65歳以上はやっぱりやってくれと、ただ毎年やらなくてもですね、いいというふうな見解もあるわけですね。そういうことも議論された上でですね、非常にこういう場で補正ということで急いでやらなくちゃいけない、そういう理由が、どういう理由があったのかですね。改めて御質問いたします。

○ 議長（青木啓文 議員）

介護保険課長。

○ 介護保険課長（片岡康樹 君）

急いでという事ではないのですけれども、県下で65歳以上の方に、すべての方に送っているというのは承知もしておりましたけれども、いきいき度チェックにつきましては、この利用は鈴鹿市、亀山市の両方へデータを提供しながら利用しておるとい事もございまして、そことの調整もございました。予算編成時期にはそこまで、いきいき度チェックを75歳以上にしたいということも話をしてございましたけれども、なかなか調整が結論に至らんだというところもございました。ただ、鈴木議員の御指摘にありますように、毎年65歳以上をせんならんとい事もございせんし、65歳以

上のデータというのは過去何年間取っておりますので、それが活用できますし、特にいきいき度チェックの状況把握については、ちょっと費用としては、2,000万近く掛かっておるといふ事で、かなりちょっと掛かり過ぎではないかというようなこともありましてですね、ちょっと、そういったことで、予算編成時期に調整と決定がちょっとできませんでしたが、補正の時期になってしまったという事でございます。

○ 議長（青木啓文 議員）
鈴木議員。

○ 鈴木純 議員

次の質問に移ります。議案第3号のですね、介護保険の特別会計予算のページ31、歳出ですけども、第3款地域支援事業費、第1項地域支援事業費、(1)地域支援事業費3億4,988万3,000円について、前年、前年というのは補正後の金額ですけども、これに対して増額した内訳、増額理由について御説明をお願いいたします。

○ 議長（青木啓文 議員）
事務局長。

○ 事務局長（佐藤隆一 君）

地域支援事業費3億4,988万3,000円についての平成25年度補正後予算より増額分の内訳、増額理由について説明いたします。平成26年度地域支援事業費予算額は、平成25年度補正後の予算額と比べて3,686万6,000円の増額となっております。その増額の内訳は、介護予防事業費で1,758万2,000円、包括的支援事業・任意事業費で1,928万4,000円でございます。まず、介護予防事業費の増額理由の主なもの、一つ目は、二次予防事業費におけるいきいき度チェックの実施に係る経費430万3,000円でございます。事業の内容は、平成25年度の実施内容と同様でございますが、対象者数を1万8,000人から2万人へ若干の増を見込んでおります。また、平成25年度の事業実施においては、入札差金が215万円生じたことにより減額補正となりましたが、平成26年度においては、入札差金を見込んでおりませんので増額となったものでございます。二つ目は、同じく二次予防事業において、鈴鹿市、亀山市に委託をしております介護予防事業で549万8,000円の増額でございます。これは、要介護状態となるおそれの高い高齢者を対象とした運動や口腔機能の向上、栄養改善などの

ための介護予防教室を開催するもので、参加人数を、平成 25 年度補正後の見込み 3,398 人に対して、平成 26 年度は、参加者数の増加を見込み 4,106 人としたためによるものでございます。三つ目は、一次予防事業費における 778 万 1,000 円の増額で、こちらも鈴鹿市、亀山市に事業委託をしております介護予防事業のうち主に、鈴鹿市の高齢者全般を対象に市内事業所が開催する介護予防教室で、老人会やスポーツクラブなど新たな教室実施事業者の増加により、教室開催回数を、平成 25 年度補正後見込み 500 回を平成 26 年度に 673 回の見込みにさせていただいたものによるものでございます。次に、包括的支援事業・任意事業費の増額の理由として主なものは、任意事業費において鈴鹿市、亀山市に事業委託をしておりますおむつの支給を行う介護用品支給事業で亀山市の特定財源の平成 25 年度の財団法人日本宝くじ協会からの助成金 860 万 3,000 円が見込めなくなったことによる増額や、介護用品の支給件数が平成 25 年度補正後見込み 5 万 9,786 件に対し、26 年度は 6 万 2,200 件としたことによる 598 万 9,000 円の増額でございます。以上でございます。

○ 議長（青木啓文 議員）

鈴木議員。

○ 鈴木純 議員

そうしますと、先ほど、補正予算で御説明のありました、いきいき度チェックリストを 65 歳以上から 74 歳までやらないということで、1,900 万円近く減額になってるわけですね、基本的に。それに対してまた、対象者を 2,000 人程増やしたという説明だったわけですが、そうすると、来年度予算においても同じように 74 歳以下については、このいきいき度チェックリストはまたやらないと、いうふうなことでよろしいでしょうか。

○ 議長（青木啓文 議員）

事務局長。

○ 事務局長（佐藤隆一 君）

はい。そのように計画をしております。75 歳以上の実施を予定しております。

○ 議長（青木啓文 議員）

鈴木議員。

○ 鈴木純 議員

対象者把握事業という事で、実際に介護に掛かる恐れの方をですね、把握する、その確率というのですかね。確かにその 74 歳以下は少ないというデータはありましたけれども、単に把握するだけじゃなくて啓発する意味というのもかなり高いと思うのですね。そういう意味で、実際そういうような介護予防に対する基本政策をやっているかという事を、今、ちょっと確認させていただいたわけですが、それと合わせてですね、この紙おむつ代については何か値上がりをした、それを吸収するための費用増というのが含まれているというふうに聞いたことがあるのですが、そういうことあるのでしょうか。

○ 議長（青木啓文 議員）

介護保険課長。

○ 介護保険課長（片岡康樹 君）

当初値上がりという事もですね、聞き取りの中で聞いておりましたけれども、実際は値上がりというよりは、需要というか、数が増える見込みであるというふうに鈴鹿市と亀山市のほうから聞いております。

○ 議長（青木啓文 議員）

鈴木議員。

○ 鈴木純 議員

ちなみにこのおむつ代なのですが、民間の調査によりますと、これ自治体によってですね、価格値が 30 倍の差があるというのですね。実際におむつ代はですね、この広域連合ではいくらで、年間どのぐらい購入されているのか、それから、購入の方法というのは、相見積等含めてどういう調達をしているのかですね、その御説明をお願いします。

○ 議長（青木啓文 議員）

事務局長。

○ 事務局長（佐藤隆一 君）

まず、おむつの購入関係につきましては、これは広域連合では行っておりません。鈴鹿市及び亀山市が本来の各市の事業として、そのおむつの配給制度を持っております。それを介護保険制度上の地域支援事業として、財政支援と申しますか、いわゆる委託料という形でこの地域支援事業費として、2市のほうへ広域連合からお金を出させていただいております。ですので、購入関係のことにつきましては、2市のほうで全て執り行っておるといいます。ですから、購入のそれぞれのその方法、随意契約なのか入札なのかとか、そういうふうな契約の方法であるとかはちょっと承知いたしておらないのが実情でございます。それと、件数が2市からいただいております支給件数の増加なんですけど、やはり利用者の増が見込まれておりますという事で、鈴鹿市でもこれは24、25の比較ですが、24年度が4万件だったのが25年度で4万2,000件と、それから亀山市も1万7,300件だったのが1万7,600件というふうにそれぞれ上がってきております。それと単価につきましては2市から見積書を、鈴鹿市のほうから単価をいただいております。これにつきましては、紙おむつにつきましては、これはどれだけ入っているのかちょっとこの表では読み取れないのですが、単価1,710円という数字をいただいております。これをパック数で5,500パック購入するという計画を組まれております。あと、昼用のパット、夜用のパットそれからリハビリパンツといろいろございますが、それぞれ、昼用パットが415円、夜用パットが855円、リハビリパンツが1,115円というふうに鈴鹿市のほうから計画を出していただいております。以上でございます。

○ 議長（青木啓文 議員）

はい。これにて鈴木議員の質疑を終わります。通告された議員のほかに御質疑ある方は、挙手をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（青木啓文 議員）

質疑なしと認めます。

それでは、これより討論に入ります。討論はございませんか。

○ 議長（青木啓文 議員）

鈴木議員。

○ 鈴木純 議員

はい。それではですね。私は議案第1号と議案第3号に反対の立場で意見を述べさせていただきます。まず、第1号、議案第1号ですけれども、先ほど申し上げましたように、いきいき度チェックリスト、基本チェックリストのですね、送付対象については75歳以上に絞ったとの事ですけれども、この第5期介護保険事業計画、この中でも対象者は65歳以上としているのですね。これは明記されております。で、なぜこの場に至ってですね、補正という形で急いでこのあたふたとですね、1,900万円近くですか、減額しようとする理由がよくわからないと。これは基本的に介護予防のですね、本当に基本的な重要施策であります。現状を把握するという意味でですね。こういう対象者にどういう形でその介護リスクのある人たちを把握するかというのをですね、逆に提案していただかないと、この人たちは本当にこう網の目から漏れる可能性がですね、あると思うので。そういう点で本当にどういう事を議論を経てこういう結論になったかも含めてですね、非常に私は心配をしておりますし、それと、この件に関してですけれども、やはり、広域連合のガバナンスがですね、機能不全に陥っているのではないかと、そういうふうに非常に心配するものであります。そうしたことも含めてですね、広域連合に対する警鐘も含めて本議案に反対致します。そして、平成26年度予算もですね、同様の考え方で反対をいたします。やはり、基本チェックリストは65歳以上という事で、これはやはり三重県下もそうですし、全国、もうほとんど65歳以上でやっていますし、厚生労働省も先ほど申し上げましたように、まずはやっぱり65歳になったらやってもらおうと、ただ、費用も大変だから毎年やらなくてもいいよと、こういうような指導をしておるわけでございますのでね。そういうことを基本的にちゃんと認識した上でですね、もし、経費がきついという事であれば、そういう選択肢も含めて、ぜひ、やはり、議論をしてですね、できれば議会に説明した上でですね、進めていただきたいなというふうに思います。以上をもってですね、この第1号議案、そして第3号議案ともに反対をするという事で、ぜひ、議員の皆さんの御賛同をよろしくお願いをいたします。

○ 議長（青木啓文 議員）

森川議員。

○ 森川ヤスエ 議員

はい。私は、まあ、賛成の立場で、全議案の賛成の立場ですけれども、先ほどの質疑の中でもわかりましたように、その計画数値と、計画を立てるときにもっときちっとその全体を見極めて立てていくという、これは言ってみれば、この計画が良いか悪いかで高齢者の負担が増えるか増えないかという、大変瀬戸際な問題をはらんでいる計画ですので、その計画をもっときちっと立てていくという事ですね、先ほど鈴木議員の質疑の中でもよく見えていたのですけれども、両市をまたいでいるという点で、大変整合性をとるのに難しい部分がいっぱいあるというのはよくわかるのですけれども、きちっと連携を取って、もっとお互いに情報を共有し合いながら、ちゃんとしたその計画を立てていっていただきたいという事が一つです。本年度の予算は、最終年度で、この途中から次年度の計画が入ってくるので、この一年間のその予算執行は、一年間終わったらこうでしたというのではなくて、途中経過をきちっとですね、把握しながらやっていただきたいという事を強く要望をして賛成とさせていただきます。

○ 議長（青木啓文 議員）

板倉議員。

○ 板倉操 議員

はい。板倉です。私も基本的には、賛成をいたしたいと思っておりますけれども、先ほどの鈴木議員の指摘は大変、私は重要だったなと思っています。実はですね、一年前も同じような質疑をこの場でしましたし、それは藤浪議員もですね、おやりになったのですよね。この地域支援事業を予防としてどういうふうにするかというのは、ここもう、始まってからの課題で、数々の議員がですね、非常に重要な示唆をしましたし、提言もしましたし、一般質問でもしたと思います。そういう意味では、そういう土台の上に、なんか、とても立ってらっしゃらないなという事を先ほどの鈴木議員の質疑でね、ちょっとこう感じさせていただいて、はっきりわかってですね。私も非常にこれ反対すべきかどうかというふうな事で、苦慮しましたけれども、反対はしませんけれども、そういう考え方があるという事をわかっていたいただきたいと思っております。それから、今、閣議決定もされてましてですね、これから介護保険事業がですね、大きく変わろうとしていますよね。その中で、地域に密着した事業は自治体がしなければならないというようなね、方針もありますね。そういう事からすれば、この地域支援事業を

どうやって、総括をしてですね、問題点を明らかにして、実際その介護保険法がね、医療と推進法と、両方の推進法というのですけれども、その事に活かせるのかというのは、非常に重要な御指摘を、今私は、鈴木議員がなされたのではないかというふうに思います。そういう事を鑑みてですね、今後に活かしていただきたいというふうに、ぜひ、思います。そう意味で苦言を呈してですね、要望も含めまして、含めての、ぎりぎりの賛成であるという事を御理解をいただきたいと思います。以上です。

○ 議長（青木啓文 議員）

藤浪議員。

○ 藤浪清司 議員

藤浪です。私も全議案賛成の立場で討論させていただきますけれども、やはり意見を一言申し述べさせていただきます。基本的には大きな事業であります介護保険ですね。これについて、歳入歳出ともにほぼバランスが取れて、計画どおりかなとは思われますけれども、先ほど来からありますように、特に予防事業ですね。これにつきましては、今の質疑で明らかになったのは、平成 25 年計画で 5,328 人に対して参加が 3,398 人という事で、参加率として 64%切っているながら、平成 26 年度の計画が 4,106 人ということで、当初、平成 25 年の計画を下回っていると、平成 25 年度の計画の 77%程度に収まっているという事は、この計画自体がですね、後退していると言わざるを得ません。計画が後退しているという事は、なんか、逆にですね、結果を見てそれに合わせてその計画を立てているようなイメージがありますので、もう一度ですね、先ほど来から各議員が言われているとおり、この事業についてはきちんと計画をするという事と、連合長が当初、最初に言われましたとおり、各種事業の着実な遂行という事を連携を取りながらやっていただかなければならないという事と、今後ですね、平成 26 年度予算の中で、地域包括ケアシステムの計画を立てていく、この予算も含まれておりますので、特にあの地域包括ケアシステムについては、地域間によって、当然各市主体という形になってきますし、地域間の格差も出るという事が懸念されますので、その辺しっかりと計画を緻密に立てていただきたいという事を一言申し述べまして、賛成とさせていただきます。以上です。

○ 議長（青木啓文 議員）

他によろしいですか。それでは、これにて討論を終結いたします。これより、採決

をいたします。まず、議案第1号 平成25年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

○ 議長(青木啓文 議員)

はい。ありがとうございます。挙手多数でございます。したがって、議案第1号 平成25年度鈴鹿亀山地区介護保険事業特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 平成26年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計予算を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

○ 議長(青木啓文 議員)

ありがとうございます。挙手多数でございます。したがって、議案第2号 平成26年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 平成26年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計予算を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

○ 議長(青木啓文 議員)

はい。ありがとうございます。挙手多数でございます。したがって、議案第3号 平成26年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 鈴鹿亀山地区広域連合広域計画の一部変更についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

○ 議長（青木啓文 議員）

ありがとうございます。挙手全員でございます。したがって、議案第4号 鈴鹿亀山地区広域連合広域計画の一部変更については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 鈴鹿亀山地区広域連合監査委員条例の一部改正についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

（ 賛成者 挙手 ）

○ 議長（青木啓文 議員）

ありがとうございます。挙手全員でございます。したがって、議案第5号 鈴鹿亀山地区広域連合監査委員条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

ここで休憩させていただきたいと思っております。11時30分再開ということで、お願いします。

午前11時18分 休 憩

午前11時30分 再 開

○ 議長（青木啓文 議員）

それでは、休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

次に、日程第6、一般質問を行います。一般質問の通告者は4人でございます。通告以外の事項を追加しないように、また、一問一答方式によりますが、質問回数は項目ごとに3回まで、質問時間は答弁を含め30分以内ですので、厳守していただきますようお願いをいたします。なお、再質問の場合は要点のみ簡潔に述べられるよう、特にお願いをいたします。それでは質問を許します。

○ 議長（青木啓文 議員）

中崎議員。

○ 中崎孝彦 議員

それでは通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。まず、1番目としま

して、介護サービスについてという事でございますが、訪問を受けて利用する在宅サービスというのにはですね、介護、入浴介護とかリハビリテーション等々のサービスを実施しているわけでございますけど、これらのサービスをですね、利用する人のニーズをくみ取るというふうな事は、普段の努力というのは大変重要と考えておるわけでございますけども、在宅での介護サービスと介護予防サービスの評価とかですね、検証というのとは行われているのか、それとも実施されているのなら、その手法と結果についてお聞きをしたいというふうに思います。

○ 議長（青木啓文 議員）

事務局長。

○ 事務局長（佐藤隆一 君）

では、議員の介護サービスについて答弁申し上げます。介護サービスの利用にあたっては、ケアマネジャーが利用者との契約を結びまして、それに基づいて利用者の心身の状況に応じて、適切なサービスを受けられるようにケアプランを作成して、その計画に沿って介護サービス事業所からサービスが提供されることとなっております。また、利用者に提供される介護サービスが、ケアプランどおりの内容や時間あるいは方法で提供されているのかどうか、これは常にケアマネジャーが管理を行っております。もし、居宅において介護サービス事業者がケアプランどおりにサービスを提供していないであるとか、提供方法に利用者が不満を持ったというような場合は、ケアマネジャーが事業所に対して是正指示を行いますので、ケアマネジャーに御相談をいただくようお願いをしておるところでございます。このように、介護サービス提供内容の直接的な管理は、担当のケアマネジャーが行っておりますが、本広域連合でも、利用者又はその家族からサービスに関する疑問や不満が寄せられた場合は、担当ケアマネジャーやサービス提供事業所に対して、改善策を講じるよう指導をしているところでございます。また、サービス提供事業者に不正な行為の可能性がある場合には、事業指定機関である県とともに事業所の調査を実施しながら、必要に応じて改善指導を実施しておりますので、御理解くださいますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○ 議長（青木啓文 議員）

中崎議員。

○ 中崎孝彦 議員

この訪問のですね、訪問を受けてこの在宅サービスというのはですね、事業者が1社だけでなしに、いろんな事業者が入っているわけですから、若干というか、いろんな差異もあるというふうな事で、近所同士で違う事業者が入っている場合は、「そんなんそういう事でなかったよ。こういう事、サービスの中に入っているよ。」とかというふうな事もございますので、そういうところはですね、広域連合としてもですね、ケアマネジャーを通じて、十分に注意といいますかね、配慮をしていただきたいというふうに思います。次にですね、2番目の介護保険改革についてというところでございますが、介護保険改革についてはですね、要支援の事業がですね、訪問介護とそれから通所介護事業というのが移行されるというふうな事でございますけれども、事業の移行でですね、その独自の工夫の余地というのが生まれる一方でですね、事務量も増えます。そして、また、サービスの内容とかですね、料金でですね、地域格差が生じる恐れがあると私は思っておるのですが、そういう事を考えますとですね、その自治体のですね、財政力によってですね、差が出るというふうに私は思っておるのですけれども。またですね、私が聞いているところではですね、要支援者の約50%以上はですね、認知症の人だというふうに聞いておるのですけれども。この認知症に限って言いますとですね、この認知症というのは、早期の発見、対応が非常に重要であると。早期対応がなくなればですね、症状が悪化して、要介護になる人が増えるというふうに思っておるわけでございますけれども。こういうこの訪問介護、通所介護事業というのは、移行された時にですね、要支援の人というのはですね、今までのサービスをですね、受けられるのかどうかという事をちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長（青木啓文 議員）

事務局長。

○ 事務局長（佐藤隆一 君）

それでは、訪問介護、通所介護事業が地域支援事業に移行された場合について答弁を申し上げます。介護保険制度の改正につきましては、現在開会中の通常国会に、少々長い名称で恐縮ですが、申し上げます。「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」略しますと、「医療介護総合確保推進法」というふうに呼んでおります。これに一括して提出されており、今後、審

議される予定でございます。今回の改正案のうちの大きな改正の一つが、議員御指摘の要支援者への介護予防サービスの一部を保険給付から切り離して、介護保険制度の地域支援事業の枠組みの中で再編成するというものでございます。切り離しの対象となる予防サービスは、訪問介護と通所介護の二つのサービスでございます。これはいわゆる、ヘルパーとデイサービスでございます。この二つのサービスでございます。国は平成 29 年度末までに地域支援事業への移行を完了するようの方針を示しております。要支援の認定基準は、トイレあるいは食事はほとんど一人でできますが身の回りの世話を若干介助が必要となるというような状態の方が多くございまして、本広域連合管内では、2 月末現在で 2,500 人ほどが要支援認定を受けておられます。このうち 1,200 人ほどの方が、訪問介護サービスと通所介護サービスを利用されております。訪問介護サービスは、主に買い物代行あるいは掃除、調理などの生活支援、それから通所介護サービスは、主にリハビリなどを含む心身機能の維持向上や孤立防止のために利用をされているという現状がございまして、要支援者に必要なこれらの支援は、全国一律の基準や単価で適用される保険給付の枠に当てはめるのではなくて、地域の多様な主体による柔軟な取組により対応すべきであり、効果的かつ効率的にサービスが提供できる仕組みにしようとするのが今回の改正の趣旨でございます。多様な主体による柔軟な取組とは、たとえば NPO や民間事業者、住民ボランティアがサービスの担い手となって買い物や掃除等の生活支援を行ったり、コミュニティサロン、運動や交流の場を設けたり、健康づくりや介護予防教室を開催するなどのことを言います。この改正に対応するためには、議員にも御指摘いただきましたように、どのようなメニューを作るのか、それを実施できる資源がこの地域にあるのかというふうなことが大変重要な事となってまいろうかと思っております。サービスの内容や実施体制、利用料金などは、市町村が地域の実情に合わせて決めていくという事になっております。本広域連合といたしましては、国や近隣市等の動向を注視しながら、鈴鹿市、亀山市とも十分な協議を重ねてまいろうかと思っております。まだ、具体的なアウトライン等が国のほうからも示されておられませんという状況でございます。大変未定なことも多ございますが、いずれにしましても、27 年度から 29 年度の第 6 期の介護保険事業計画期間中の移行という事が一つの目標となっておりますので、2 市もしっかりと検討、協議をしてまいりたいと思っております。どうぞ御理解賜りますようお願いいたします。

○ 議長（青木啓文 議員）

中崎議員。

○ 中崎孝彦 議員

今の事務局長の答弁でですね、二つ目に聞こうと思っていたのですが、具体的にどのように進めていくのかという事が、今後の改革の中で、進めていく事が国のいろいろな指導要綱とか、いろいろなものできてきますので、その中で進めていくという事で、これはどのように進めていくのかという事、この場では聞かないというふうにしたいと思います。次にですね、質問に入りたいと思います。次はですね、特別養護老人ホームの入所対象というのが非常に厳しくなるという事でございまして、介護1、2の人はもう入れないよと。ただ、やむを得ない事情のある場合はその限りではないというようなことも、新聞報道でも確認はしておりますが、この介護3から5の方が入れるということになるわけですけど。全国にですね、約7,500。2011年の10月現在ですけど、特養があるわけですけども、この厚労省はですね、ちょっと調査しているのですね。入所したくてもできない待機者がみえておるという事ですね。この間、皆さんも新聞で読まれたと思うのですが、この先日の3月の26日にですね、中日新聞に報道されておりました。特養待機者52万人というようなことですね、報道をされていたわけですが、5年で10万人くらい増えたと、待機者が。というような報道でございました。そしてですね。この今52万2,000人、細かいこと言うと2,000人ですが、これが3月の集計結果を厚労省が公表したわけですけども、このうちですね、ここの新聞にも報道ありましたが、在宅の待機者ですね。これが約25万8,000人いると。それで、そのうち、心身の症状が重くてですね、特に入所を必要とする中程度ですね、要介護3から5なのですが、約15万2,000人だというふうなことが報道されておると。そしてまた、軽度ですね、要介護の1、2は、10万人だと。そして、サービス付きですね、高齢者住宅とかグループホームなどのですね、自宅以外で暮らすその待機者というのがですね、要介護全体でですね、約26万人みえるというふうな報道がございました。そこでですね、今日お聞きしたいのがですね、現時点でですね、特別養護老人ホームへの入所待機者というのは、この広域連合内でどのような状況になっておるのかという事をお聞きしたいと思います。

○ 議長（青木啓文 議員）

事務局長。

○ 事務局長（佐藤隆一 君）

はい。それでは、本広域連合管内における特養への入所待機者の状況について答弁を申し上げます。特別養護老人ホームへの入所においては、県が作成した入所基準策定指針の入所基準点数をもとに、点数の高い利用者から優先的に入所できるという仕組みになっております。入所基準点数は、利用者の介護度や介護の必要性、家族等の介護者の状況などを項目別に配点されておまして、100点が満点で、入所には概ね80点以上が適切というふうにされております。特養の入所待機者の状況につきましては、毎年、三重県がその申し込み状況を把握するために、県内にある約150の施設より申込者名簿を取り寄せ、集計しております。本年度は、現在集計中であるため、直近の確定データが手元ございませんが、平成24年度の調査になりますが、この調査結果によりますと鈴鹿亀山地区管内での入所待機者は、約740名で、このうち、入所基準点数が80点以上の方の人数が、約280名でございます。以上でございます。

○ 議長（青木啓文 議員）

中崎議員。

○ 中崎孝彦 議員

今の待機者の人数ですね。今、教えて頂いたわけですがけれども、このですね、入所できない方、できない人というのはですね、自宅でですね、在宅サービスを受けるか、有料老人ホームなどに入所するか、という事であるのですけれども。在宅介護ならですね、これは家族の負担というのがもの凄く重くなるわけでございます。そしてまた、有料老人ホームはですね、一部を除いて、これも介護保険の適用外、対象外なものですから、この自己負担というものが大きく膨らむわけですね。そうするとですね、家族もお金もない、この高齢者のこの介護の人というのはですね、居場所を失いかねないというふうな懸念は非常に大きいと思うのですよ。そこでですね、その広域連合内で、この施設は、施設の今の数ですね、これは十分なのか。今後、どのように考えていくのかということをお聞きしたいと思います。

○ 議長（青木啓文 議員）

事務局長。

○ 事務局長（佐藤隆一 君）

それでは、その現況の入所待機者に対する特養の充足状況等について、答弁を申し上げます。本広域連合の管内における特養は、13事業所ございます。ベッド数にしますと、778床でございます。778人の定員数がございますという事でございます。先に、答弁でも触れておりますように、入所の判断基準が80点以上の方ということで、平成24年度調査では約280名というふうに先ほど申し上げさせていただきました。昨年5月に亀山市内に定員数50床の特養が1事業所開設をしております。また、更に27年度には、この管内で定員数80床の特養が開設をする予定でございます。これらの整備により、一定の待機者の解消は図られるものであろうと考えております。今年度は、第6期介護保険事業計画を策定いたしますが、特養の整備につきましては、在宅で介護をしていく事が大変困難な高齢者にとっては、必要な施設と考えております。ただ、施設から在宅へという流れ、という考え方が一つございますし、そういう事から、在宅サービスの充実を図りながら、介護サービス費用と被保険者の保険料負担のバランスに十分配慮して計画を策定してまいりたいと思います。特養をつくりましますと、それだけ介護費用は大きく膨らみます。それに伴いまして保険料へ反映される額も大変大きなものがございます。従いまして、特養、あればこしたことはないとは申しますものの、大変慎重に進めなければいけないことでもございます。そのようなことから、よろしくお願い申し上げます。

○ 議長（青木啓文 議員）

中崎議員。

○ 中崎孝彦 議員

もちろん今、事務局長が言われた費用、財源の問題、これ当然なのですが。私が一番思うのはですね、今もこの質問の前に申しました、その居場所がなくなる高齢者が出てくると、ここなのですね。それはですね、財源があるなしに関わらずですね、これはですね、きちっと対応していかないかん、非常に大きな、これ広域連合だけでなく全国的な問題だと思うのですが、これ非常に大きな問題じゃないかというふうなことでですね、今後もこういう点をですね、第一義的に考えていただいて、対応もですね、ただ、特養がたくさんできるとそれだけ費用も掛かる、事業の財源も要るんだというようなことにはならずですね、こういう事を第一義的に考える必要があるというふうに申しておきたいと思います。次の質問に入りたいと思います。介護が必要なですね、高齢者の自宅の生活を支えるためにですね、2012年の4月にですね、

24 時間地域巡回型サービスというふうな導入がされております。これをですね、ちょっと新聞にも報道されていたのですが、実施する自治体というのはですね、広域連合も含めて、2013 年の 9 月の時点でですね、介護保険を運営するですね、1,580 自治体あるそうですが、そのうちのですね、わずか 10.5%にとどまっておるといふふうな事でございます。三重県内ではね、2つの自治体の実施しているというふうなことが書かれておりましたですけども、これはですね、この 24 時間地域巡回型サービス、これはですね、非常に大きな問題を含んでおると思うのです。一番の問題はですね、夜間対応の職員確保。それから、介護事業者の参入。これ、進まん。これはもう、非常に大きな問題なのですね。これが大きな原因だと思っておりますけど、24 時間巡回型サービスというのはですね、施設からですね、在宅への移行を促進するという介護保険制度の大きな柱の一つなのです。そういうことになるとですね、老老介護とかいろんな事言われとるこの昨今でございますが、こういう大きな柱の一つであるということならですね、ぜひですね、この 24 時間型巡回サービス、広域連合でもですね、実施できないかというふうに私思っておるのですが。利用者の方もですね、私の推測なのですが、そういうサービスがあるならですね、利用したいというニーズはですね、これあると思うのです、私。あると思うのです。ですからですね、この 24 時間巡回型サービスというのは、実施していただきたい。ちなみにですね、2012 年度はですね、120。2013 年度の上半期、これ 46 自治体がですね、事業を開始したというふうな新聞報道もございました。これはですね、このサービス、これ実施できないですかどうですか。お聞きしたいと思います。

○ 議長（青木啓文 議員）

事務局長。

○ 事務局長（佐藤隆一 君）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの実施についての答弁申し上げます。議員、おっしゃられるように特養から、あるいは施設から在宅へ、その流れを支えていく一つの制度として、この本サービスは、平成 24 年 4 月に制度化されたものでございます。そのサービス内容は、日中、夜間を通じて、訪問看護を行いながら、更に定期的な巡回訪問あるいは随時のいろいろな対応を行うというものでございまして、いわゆる、施設の中で行われるようなものが、その地域の中でうまく機能していく事を狙ったものだと理解をしております。厚生労働省の調査によりますと、平成 26 年

1月末現在で、全国で411の事業所がございます。主に大都市圏あるいは県庁所在地など都市部への立地が大変多ございまして、一番多いのは横浜市だと思います。本広域連合管内では、亀山市川崎町に平成24年7月より本事業を開始した事業所がございましたが、人員の確保が難しい、あるいは運営に課題があるというようなことで、事業継続が難しいということから平成25年10月に休止に至りまして、更に先日、この明後日、3月31日をもって本サービスを廃止するという旨の届出が提出されたところでございます。また、県内では津市内において、別の事業所が平成25年4月より事業を行っておりましたが、現在休止している状態でございます。このように定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスは、事業所経営上の課題が多い、あるいはそれから利用者がどれくらい利用されるのかといった、そのような問題、課題が非常に多くございまして、事業所が休止するというふうな事で、安定的な経営あるいはサービスの提供ができていないという状況がございます。本広域連合といたしましては、このような状況を踏まえまして、本サービスの実施については、次期の第6期の計画の中でも検討はしてまいります。大変慎重に検討しなければならないのかというふうな事も考えております。以上でございます。

○ 議長（青木啓文 議員）

中崎議員。

○ 中崎孝彦 議員

今、私も質問の前に言いましたけど、夜間対応の職員確保とか、いろんな難しい問題たくさんあると思うのですわ。しかしですね、それはもう流れがですね、施設から在宅へというですね、その移行を促進するという、その介護保険制度の大きな柱、もう、そういうところですよ。医療にしても在宅医療ということが今言われていて、在宅医療と在宅介護と連携をしてやっていくというふうな大きな柱になって、それはもうどンドンどンドン動いているわけですから、これ、非常に難しい問題たくさんあると思うのですけども。これはですね、ひとつですね、今の特別養護老人ホームの事業所の数と合わせてですね、これは、二つは大きな問題だと思うもので、今後ともですね、しっかりとですね、広域連合の中でもですね、検討を重ねていただいて、できるだけですね、この24時間地域巡回型サービス、実施していただけるようにですね、また、お願いをしたいというふうに思います。これをもって私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○ 議長（青木啓文 議員）

これにて、中崎孝彦 議員の質問を終わります。

ここで休憩をいたします。再開は13時00分ということで、お願いしたいと思えます。

午前11時55分 休 憩

午後1時00分 再 開

○ 議長（青木啓文 議員）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程により、議事を進行いたします。一般質問の継続をいたします。

○ 議長（青木啓文 議員）

森川議員。

○ 森川ヤスエ 議員

日本共産党の森川です。私は第6期計画について、その後という事で、前回質問させていただいたときに日常生活圏ニーズ調査というのに取り組んだあと、いろいろな施策を検討するという事だったのですけれども、その6期計画は今年度中にまとめないと、来年度からの事業スタートができないという事で、その進捗状況をどこまで来ているのか、いつ頃までにその作業を終える予定なのかという事を踏まえて伺いたいと思います。そのニーズ調査の中身についても、大まかでいいですけれども教えて頂きます。お願いします。

○ 議長（青木啓文 議員）

事務局長。

○ 事務局長（佐藤隆一 君）

それでは私のほうから、日常生活圏域ニーズ調査の結果等について答弁申し上げます。本広域連合では、第6期事業計画を策定するにあたり、住民のニーズを計画に反映するために、第1号被保険者、第2号被保険者、在宅要介護者、施設入所者、ケア

マネジャーなど、約6,000人を対象に高齢者介護に関する調査を実施をいたしました。介護保険制度の改正において、要支援者の予防給付が地域支援事業へ移行されることにより、生活支援サービスの充実や高齢者の社会参加の促進が求められているという事がございますことから、本調査においては、買い物など日常生活支援に係るニーズ、生きがいや社会参加あるいは地域での助け合いの状況などを把握するために、調査項目を新たに設定して実施させていただいております。その他、特別養護老人ホームへの入所意向や高齢者の健康状況、介護保険料の設定に対する考え方などの調査も行っております。現在の進捗状況という事でございますが、集計中という事でございまして、まだ今、具体的な最終結果は出ておりません。しっかり調査結果を分析しニーズの把握を行って、それを26年度から始めます第6期事業計画に反映してまいりたいと思っております。今、回収率につきましては、ただいま68%の回収率という事になっております。以上でございます。

○ 議長（青木啓文 議員）

森川議員。

○ 森川ヤスエ 議員

今回のこのニーズ調査結果とその午前中の議論の中にあったいきいき度調査ですね。そういうものも含めた上での対策になるかというふうには思うのですが、その点は今回の調査の中には入っているのですか。そういう事も含めて入っているのでしょうか。

○ 議長（青木啓文 議員）

事務局長。

○ 事務局長（佐藤隆一 君）

いきいき度チェックと、それからこのニーズ調査、これ全く調査としては別のものではございますが、もちろんそのいきいき度チェックの中から上がってきますいろいろな住民の皆さん、高齢者の皆様の生活実態というものは、当然ながらこの計画の中には反映していくべきものであると思います。項目がですね、いきいき度チェックは32項目で、「はい」「いいえ」だけを答えていただくような形になっておりまして、例えば質問の項目が、いきいき度のほうは「日用品の買い物を自分でできていますか」

とか「預貯金、自分でできますか」とか、あるいは「一年間で転んだことはないか」とかですね、「訳もなく疲れたような感じがしないか」とか、あるいは「入院をしたか」「高血圧とか糖尿病というものはありますか」。このような 32 の項目になっております。それに対しましてニーズ調査のほうは大変項目も多ございまして、ページ数にしましても大体、質問数です、40 問ですが、それに枝番が付いておりまして、一つの質問に二つとか三つとかありますね。かなり多い質問票になっております。これは第 1 号の被保険者で 51 問ありまして、生活全般から諸々本当にいろんな項目を設けさせていただいております。そのように若干の違いがございます。趣旨が元々違いますので、ちょっと項目的には違うものもございまして。以上です。

○ 議長（青木啓文 議員）

森川議員。

○ 森川ヤスエ 議員

今、現段階ではその集計に入っているところだということだったのですけれども、集計が終わるのはいつ頃かという事は、先ほど答弁なかったと。

○ 議長（青木啓文 議員）

事務局長。

○ 事務局長（佐藤隆一 君）

集計の終了予定は 4 月の中頃を予定しております。

○ 議長（青木啓文 議員）

森川議員。

○ 森川ヤスエ 議員

それでは次の質問に移ります。この 6 期計画というのは、今、国がこう考えてきている介護保険の改正ですね、社会保障と税の一体改革の中で、午前中にも問題にはちょっとなったのですけれども、それを踏まえた上で反映させる形で計画は立てられると思うのですけれども、今、国が考えている改革によって現状とこう大きく変わる

点とか、改革の特別に、こういうところは変更されていくでしょうという点がありましたら、ちょっと教えてください。

○ 議長（青木啓文 議員）

事務局長。

○ 事務局長（佐藤隆一 君）

はい。それでは、国の考える改革による変更点について答弁申し上げます。今回の改正につきましては、現在開会中の通常国会にいわゆる医療介護総合確保推進法案、こちらの法案が提出されておりました、今後、審議されていくというところでございます。この中で、医療法とか諸々の法律を一括に改正するのですが、この中で介護保険法に関する改正といたしましては、現在 800 万人みえる団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年。この 2025 年に向けた対応と介護保険制度の持続可能性の確保を目的として、地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化を柱にサービス提供体制の充実、重点化、効率化を図るもので、五つの改正点がございます。まず 1 点目は、在宅医療と介護連携の推進など地域支援事業の充実とあわせて、全国一律であった予防給付のうち、訪問介護と通所介護を地域支援事業に移行し、多様化させるというものでございます。2 点目は、特別養護老人ホームへの新規入所者を要介護 3 以上とし、在宅での生活が困難な中、重度者を支える機能に重点化するというものでございます。3 点目は、低所得者の保険料軽減を拡充するというものでございます。4 点目が、一定以上の所得のある利用者の自己負担割合を現状の 1 割から 2 割へ引き上げるというものでございます。5 点目は、低所得の施設利用者の食費及び居住費を補填する補足給付の要件に、資産の保有状況を追加するというものでございます。以上 5 点が今回の改正のポイントとなっております。以上でございます。

○ 議長（青木啓文 議員）

森川議員。

○ 森川ヤスエ 議員

先ほどちょっとお尋ねしたのはね、そういうこう改善、今回の国の法改正の中で、基本的に鈴鹿亀山広域連合の介護保険事業者として、これまでとはどういうところがこう違ってくるのかという、そういう重きを置いているところはどこなのかという事

についてのお考えを伺いたかったのですけれども。地域包括ケアですか。これを取り入れていくという事で、地域支援事業費の現在3%をみている中の事業をもっと充実しようというふうになっていくのか、全くそれから外れて、自治体として、それぞれの自治体はその事業を負いねていかなければいけないのか。そのあたりについては、どのように考えているのかという事ですね。もう1点は、そういう要支援から外れていく皆さん達の、先ほど中崎議員もお尋ねしてましたけれども、そういう方たちをどうケアしていくかというので、各事業体としては、その要領か何かを作らなければならないと思うのですけれども、そういうのはどういうふうに考えているのかについて伺います。

○ 議長（青木啓文 議員）
事務局長。

○ 事務局長（佐藤隆一 君）

地域包括ケアシステムというのが、今回の改正でも大変大きなウエイトを占めておりまして、広域連合といたしましても、鈴鹿、亀山市と並んで、この部分が一番大きな課題となってくるのではないかというふうな認識は持っております。他には、例えば在宅と医療と介護の連携であるとか、そういうのも当然大きな話でございます。また、それから、特養の入所者を要介護3以上にするというところもですね、これも現状でわずかではございますが、要介護1、2の方も入所されてみえます。そういう事もあって、その方々がどうなるのかという事もあります。ただ、これにつきましては、今、既に入所してみえる要介護1、2の方はそのまま特例措置として入所していくということでもありますので、このまま動いていくのかなと思っております。まだ、厚生労働省のほうから、法案も通ったわけではございませんので、具体的なガイドラインも出ておらないのですが、特に広域連合と2市との間の関係の中で、その地域包括ケアシステムをどうするのかというのが、やはり大きな、非常に議論をしなければならないものになってくると思ひまして、これはあくまで地域支援事業という事で、介護保険法の範囲の中で動くことは、これは変わりはありません。ですから、地域支援事業に移ったとしましてもその財源としては、介護保険の財源が使われていくと。じゃあ、実施主体が誰になるのかというところが大きなことございまして、それが、広域連合が全てを網羅して実際に実務を行うのか、それとも、2市がそれを主体となってやっていくのかという事、そこがポイントになってこようかと思っております。

現状では、地域支援事業は2市に委託をしているというものがたくさんあるわけですが、今後、この地域包括ケアシステムというのは、医療、それから介護、住まい、生活支援、予防、この五つが一体的に提供されるという事で、しかもですね、これについては、その地域の資源であるとか、特性に応じて柔軟に、効率的に考えて作っていきましょうという事になっておりますので、非常に地域性を大事にした組み立てをしていかなければならないと考えております。そういう事から、財源は介護保険を使いますが、実際にその仕組みを作って、それぞれの地域にあった形のサービスを提供していくというのは、2市とも十分に協議をして、どのような形で進めるかをこれから検討していきたいと思っておるところでございます。以上です。

○ 議長（青木啓文 議員）

森川議員。

○ 森川ヤスエ 議員

今おっしゃられたように、その地域包括ケアが大変中心的に、それで、在宅、施設から在宅へという方向性を持ち出してきているのですね。その中には、医療や地域の地域性を活かしてという中には、ボランティアさんの活用等々も、確実にもう、本題として盛り込んであるところを見ますとね、その広域連合がどのように関わるかというのがすごく難しいと思うのですね。それを今、先ほどの午前中の議論を伺っていても、地域支援事業については、ただお金を出したというだけの安易なその方向性がたくさんあって、実際にじゃあ、各自治体がどうしているのか、お金を出してやりなさいよと言っただけで、後のフォロー体制やら検証やら、実際にじゃあこれがどのように地域の住民に活かされているのかということところが掴みにくいというのは実態で、その職員がさぼってるというわけではなくって、その掴みにくいという実態があるというのは確実だと思うのですね。その上に輪をかけたように医療の問題、医師会、それぞれの医師会との連携が出てきますし、地域のボランティア団体という、その両方またいでボランティアをしているところというのは、そうそうあるわけではないですから、そういう事を考えた場合に、広域連合としてどう関わるかということのをしっかりとっておかなければ、来年事業スタートするのですよね。その来年事業スタートした後の3年間で、先ほど伺っていた29年度とおっしゃってたので、この3年間でどういう方向性を出すかということを決定するというのであれば、今の答弁でも別にそんなに心配しませんけれども、来年度スタートされる第6期計画の中で実施をして

いくというのであれば、かなり、これハードな検討が必要になると思うのですけれども、その辺はどのように考えられていますか。

○ 議長（青木啓文 議員）

事務局長。

○ 事務局長（佐藤隆一 君）

議員のほうからは、かなり具体的に御心配もいただいております。確かにおっしゃられるとおり、ハードな作業になろうと思っております。やはり、広域連合がただ単にお金を出せばいいという問題ではありません。あくまで広域連合は、その広域計画にもございますように、鈴鹿市、亀山市、両市にまたがるですね、共同事業を行うと。その共同事業の中で、どういうふうなこの圏域にとって必要なものは何かという調整機能も持たせてもらっているというものでございます。ですから、保険者としては広域連合が介護保険の保険者ですが、実際のそのいろいろなメニュー、事業のサービスのメニューは、2市を単位として動いていく事も考えられるかもわかりませんが、いずれにしましても広域連合は、その広域行政の調整機能というものをフルに活用させていただく中で、両市のバランスが壊れるようなことのないように、また保険料は両市の方々からいただいて、両市にまた還元をしているわけですから、片方に偏るようなことのないように、その辺の調整能力をフルに発揮していかなければならないのかなと思っております。

○ 議長（青木啓文 議員）

森川議員。

○ 森川ヤスエ 議員

2番目の質問で、鈴鹿亀山地区広域連合の解散の検討についてという事を、質問とさせていただきます。役割を終えた感じの強い広域連合というふうに私は捉えているのですけれども、まず、今日の議案にもありました広域圏計画の廃止ですね。その廃止に至った大きな理由はなんだったのかという事を一つと、あと広域圏計画がなくなると、事業を事務事業として共同でやっていくのだという、そういう事業計画は立っているのだという事だったのですけれども、広域圏と事業計画は違うのですよね。広域圏というのは鈴鹿と亀山を一体と見てこのサービスをどう実現していくかというふ

うに考えていかなければならない問題だと思っておりますので、その広域圏計画がなくなるといふ事の実態というのには、一番大きな問題は、もう必要ないのだよと、そういうことをしなくていいのだよと、国は思っているという事ですね。広域連合、あんまり必要ないのですよと思っていると思うのですけれども、国が広域圏計画をなくした本当の理由というのはどういうところでしょうか。

○ 議長（青木啓文 議員）

事務局長。

○ 事務局長（佐藤隆一 君）

はい。それでは、広域行政圏計画を廃止する理由について答弁申し上げます。国が策定しました広域行政圏計画策定要綱は、社会経済状況の変化、人口の減少と少子高齢化の進行、市町村合併の進展などにより、この計画は当初の役割を終えたものとして、平成 21 年 3 月をもって廃止されております。これに代わり、市町村が施策分野により関係市町村と柔軟かつ有機的に連携する定住自立圏構想を、新しい広域連携の指針として示しております。そのような状況において、国の要綱に基づいて策定してきました鈴鹿亀山地区広域行政圏計画は、その根拠を失った状態となっております。それから、また全国の広域行政団体におきましても、国の要綱の廃止に伴い、広域行政圏計画の策定団体は減少の傾向にありまして、県内の広域連合に限れば、8 広域連合中で、計画を策定しておりましたのは、本広域連合のみとなっております。このような国及び他の広域連合等の動向を勘案し、平成 25 年度をもって、本広域行政圏計画を廃止することといたしました。元々、この広域行政圏計画というのには、議員も御指摘のように鈴鹿亀山のいわゆるグランドデザイン的なものを書く総合計画的な役割を持っているというものであろうかと認識をしております。ただ、それがですね、内容的に申し上げますと、2 市の総合計画をピックアップをしまして整理をし直したというもので、広域連合の果たすその中の役割というのには、介護保険と消費生活センターを除いては、全て連絡調整というふうな形で書かれておいて、どちらかといいますと、実態がないと言えは言い過ぎですが、若干希薄な部分があったかと思えます。それとは別に広域計画という、これは地方自治法で定められております広域連合であれば必ず定めなければならない広域計画というものを持っておりまして、ここにも同じような介護保険、それから消費生活センターの実施と、それから 2 市の様々な連絡調整、コーディネート、そういうものが書かれております。つまり、総合計画である

広域市町村圏計画と広域計画が、いわゆる二重計画になっておって、というふうな状況がずっと続いてきましたので、国の廃止と、要綱廃止という事を持ちまして、その二重計画も解消するという大きな目的もあってですね、今回のその広域市町村圏計画のほうにつきましては、廃止をさせていただいたという事でございます。

○ 議長（青木啓文 議員）

森川議員。

○ 森川ヤスエ 議員

広域行政圏計画というのは、当初から計画という名はあっても、それぞれの自治体の市域を超えた計画が一つも作られていなかったという点ではね、両方の総合計画をこうマッチングさせただけという点で、広域行政そのものがあまり私は機能していないと思ってましたし、私どもは広域連合にする必要はないという事を当初から言っていたので、特に感じていたのですけれども。そうしますと介護保険というのは、今、国がその大綱やその法律を作ろうとしている中で、医療、介護、それから高齢者の生活全般を含めた施策として実施、統一的にしていこうという方向を出してきている中で、高齢者福祉の一番基幹になるような部分なのですけれども、それが自治体から外れているという状態の町というのは、三重県の中で、自立できている町で、その規模的なもので他にありますか。三重県だけじゃなくても、全国でそうあるものではないと思うのですけれども、どうでしょうか。

○ 議長（青木啓文 議員）

事務局長。

○ 事務局長（佐藤隆一 君）

はい。全国のデータはちょっと手持ちの資料がございまして、申し訳ございません。県内で申し上げますと、介護保険事業を広域連合でやっているのは、尾鷲市を中心とする紀北広域連合、それから、熊野市を基点としますその周辺との紀南広域連合、この二つ、それに我がほうの鈴鹿亀山広域連合とこの三つでございまして。

○ 議長（青木啓文 議員）

森川議員。

○ 森川ヤスエ 議員

自治体が比較的財政的にも自立して運営できている町、市でね、市同士の対等に動いている自治体での広域行政というのは、広域連合というのはそうあるものではないというふうに思っているのです。全国を見ていると、ほとんどそういうのはありませんので、やっぱり鈴鹿や亀山と言え、独立して自分の足で歩いて行ける町ですので、高齢者の福祉を充実させようと思ったら、これから、医療、介護、そしてボランティアさんも含めてやっていこうという時に、その二重自治体みたいなね、寄せ合わせみたいな自治体で物事を解決していくというのは大変難しいかなと思うのです。この広域連合自体をどこまで続けるつもりなのか、延々と市が存続する限りしていくつもりなのかという事を考えた場合に、これだけ法改正が行われようとしている今だからこそ、やっぱり、きちっとお互いが考えていくべきではないかと思うのです。どんどんどんどんはまっていってしまいますとなかなか抜けれなくなってきましたし、こんなに大きく法改正で自治体の役割が増えてくるような問題が出てくると、広域連合は、それこそ予算を出して自治体でやりなさいよという程度しかできないと思うのです。広域連合がじゃあ実際、各町の医師会と連携してどういう介護保険事業を、高齢者施策をここから皆さんの協力を得てやっていこうかという相談ができるかと、まずできませんよね。あと、自治体間に任せて、鈴鹿は鈴鹿で、亀山は亀山で、その中で、その市域の範囲内での物事しか考えられていかないと思うので、やっぱり、今すぐどうこうという事は言いませんけれども、29年までに、今回の法への移行を国が求めているのであれば、その3年間をやっぱりじっくり考える時間にするという事も一つではないかと思うので、今日は両市の市長でもあります連合長、副連合長がいらっしゃるの、私は提案という形でね、この問題をちょっと提言させていただこうかなと思っておりますので、しっかり、自分の町、市へ帰って検討していただきますようお願いしたいと思います。以上です。

○ 議長（青木啓文 議員）

これにて、森川 議員の質問を終わります。

○ 議長（青木啓文 議員）

鈴木議員。

○ 鈴木純 議員

鈴木でございます。大きく二つ質問を予定しております。一つ目は先ほど、質疑との関連もあるのですが、二次予防事業の対象者把握事業、それについて(1)、基本チェックリストなのですが、先ほど、その重要性についてはですね、介護予防で大変、私は重要な基本施策だというふうに思っているわけですが、今年度から75歳以上になったという、大変残念な状況になっているわけでございます。つきましてはですね、今年度、先ほどちょっとお話し、説明ございましたけども、その前の段階で、65歳以上で実施した時の実績も含めて、過去の推移と地域別の回収状況、それから、未回収者への対応状況について御説明をお願いします。

○ 議長（青木啓文 議員）

事務局長。

○ 事務局長（佐藤隆一 君）

では、基本チェックリストの回収状況について答弁申し上げます。本広域連合では、厚生労働省が示しております基本チェックリストの25項目に独自に7項目を追加して、いきいき度チェックという名称で実施をさせていただいております。これは、年齢とともに現れてくる身体的、精神的な不安などを早期に発見して、要介護の状態にならないよう、高齢者の方が御自身で確認していただくものでございます。事業の実施内容ですが、まず、現在要介護認定を受けていない高齢者の方へいきいき度チェックを送付し、チェックをしていただいた後、返送していただきます。その後、回答者のチェック事項に応じて、健康維持、改善に関するアドバイスを記載するとともに、介護予防教室の案内を記載したアドバイス票を送付しております。また、このいきいき度チェックの回収者のデータは、本広域連合から地域包括支援センターへ情報提供を行っております。地域包括支援センターはそのデータの中から、要介護状態になるおそれの高い方へ電話や訪問を行い、予防教室の案内を行っております。23年度以降のいきいき度チェックの回収状況でございますが、平成23年度は、65歳以上の方4万1,489人に配付をさせていただき、3万1,790人の方から回答を得ております。回収率は76.6%でございました。平成24年度は、65歳以上の方4万1,351人を2回に分けて配付し、2万7,271人の方から回答を得て、回収率は66%でございました。平成25年度は費用対効果の観点から、対象者を回収率が高く、要介護状態となるおそれのある割合の高い75歳以上の方に引き上げて実施をいたしました。その回収状

況でございますが、1万6,198人に配付をし1万2,064人の方から回答を得て、回収率は74.5%となっております。日常生活圏域別の回収状況は、鈴鹿西部で72.5%、鈴鹿中部で73.2%、鈴鹿北部で74.9%、鈴鹿南部で74.9%、亀山市で76.2%でございました。また、今年度から新たな取組として、どなたでもチェックができるように、調査票発送時期に合わせて8月発行の本広域連合広報にいきいき度チェックのアンケートシートを掲載をさせていただきました。なお、いきいき度チェックの未回収者へは、督促状を送付するとともに、地域包括支援センターに連絡をし、担当職員が直接訪問をしてその場で基本チェックを行いながら、安否確認など生活実態の把握に努めさせていただいております。以上でございます。

○ 議長（青木啓文 議員）

鈴木議員。

○ 鈴木純 議員

そうしますと23年に76%にして、24年は66%だと。18年度からずっと毎年やってきたという事なのですよね。それで急に、この23年から24年に10%減ったと。その辺が75歳以上にしようかという一つの根拠になったというふうに、先ほどはね、理解させていただいたのですが。なぜここにきて、こう急に10ポイント下がったのか。それと、地域別には変化がないという事なのですけども、その辺については何か原因究明みたいなことされたのかですね。説明お願いいたします。

○ 議長（青木啓文 議員）

介護保険課長。

○ 介護保険課長（片岡康樹 君）

24年度には、回収率がちょっと下がって、10ポイント程下がっておりますけれども、これのちょっと理由について説明させていただきます。23年度には65歳以上の方、すべての方に1回。年に1回、いきいき度チェックの調査をしておりますけれども、1回という結果、1回という調査によって、その結果、回答が来るのが1回で集中してきますので、そうすると、その時点で非常に反応がガッと盛り上がるわけなのですけども、それと同時に二次予防教室への参加希望者が一定の時期に集中してしまうという事がございました。それによりまして、事業所の受け皿を溢れてしまうよう

な状況になりまして、お断りを、一部の方にお断りをしたというような状況がございましたので、24年度につきましては、包括支援センターと協議、相談をさせていただいた結果、いきいき度チェックを2回に分けて調査をさせていただきました。それで、教室参加希望者が集中することを防いだという事ではあるのですが、2回に分けたことによってですね、督促状の配布することが、2回また出すと複雑な、それを、督促状を受け取るほうがちょっとわかりにくいような状況を生むというようなことで、督促がちょっとうまく送れなかったという事もありまして、回収率が低くなっております。

○ 議長（青木啓文 議員）

鈴木議員。

○ 鈴木純 議員

そうすると、先ほどの75歳以上にしようとした、その下がったという理由がね、要するに事務局のそういう技術的な問題。督促状を出さなかったから下がったということであって、決して65歳から74歳の人たちが、そういう返信っていうのですかね、しないという理由ではないという事がわかったわけですよ。これ、非常に問題ですよ。そういう事でよろしいのですかね。

○ 議長（青木啓文 議員）

介護保険課長。

○ 介護保険課長（片岡康樹 君）

75歳以上にしたというのは、過去の回収率の高いほうへいったということなのですが、たまたま23年度は2回に分けて督促状が送れなかった、全体の回収率は下がってますけども、それが75歳以上にした理由という事ではございません。

○ 議長（青木啓文 議員）

鈴木議員。

○ 鈴木純 議員

それでは、二つ目はですね、これからのその回収率の向上に向けた取り組みについ

てなのですけれども、回収率向上のですね、目標とか対策についてはどのように検討されているのか、御説明をお願いします。

○ 議長（青木啓文 議員）

事務局長。

○ 事務局長（佐藤隆一 君）

はい。回収率向上に向けた取組みについて答弁申し上げます。平成 26 年度は、平成 25 年度と同様に、督促状の送付、広報誌への掲載を行うとともに、地域包括支援センターによる未回収者への直接訪問を引き続き実施をしまいたいと思っております。なお、地域包括支援センターは、地域の民生委員など関係機関と連携しながら各種相談、困難事例の解決などに取り組んでおりますので、そういったネットワークを活かした活動もできないか、地域包括支援センターと協議をさせていただきたいと思っております。地域包括支援センターのほうでは、かなり民生委員さんと会議を持たれたりとか、いろいろな取組みを現実ではさせていただいておるといふのも聞いております。また、本事業の調査結果を分析を行いながら、回収率の向上に更にどのような取組みが有効なのかということも検討してまいりたいと思っております。いろいろの介護保険の運営審議会とかの会議の中で、委員さんのほうからも御意見をいただくのですが、このいきいき度チェックに関しましては、色々な意見がございます。国のほうも 18 年に始めまして、かれこれ約 7 年を経過してきたという事で、当初は全国一律的なやり方を、同じレベルで引き上げていくためにはそういうやり方をやりますが、最近になりますと、それぞれの市で自分のところに合ったやり方でやっていってはどうかという見解も出されております。そういう中で、色々な御意見を頂戴して、今検討をしているところでございます。以上でございます。

○ 議長（青木啓文 議員）

鈴木議員。

○ 鈴木純 議員

先ほどの質疑の時にいろいろ今回減額したですね、補正した理由の一つとして、75 歳以上にした理由の一つとして、65 歳以上の回収率の悪さという事、これは指摘されたというふうに思っているのですけれども、それでですね、一つ事例を御紹介いたしま

すとはすね、埼玉県の鴻巣という市がありまして、その市ですと、ネットに出ていて、私もちょっと直接電話で確認をしたのですが、この市は約 12 万の人口の町なのですが、回収率が 92%なのですね。65 歳以上ということで、恐らく全国でもトップレベルだと思うのですが。認定率は 13%、鈴鹿が 16.8 でしたかね。介護保険料が 4,200 円ということで、かなり優良なレベルなのですが。何をやっているのかと、訪問なのですね、やっぱりね。訪問をやったりしっかりやっているという事で、その為にやっぱりインセンティブが必要だと、1 軒当たりやっぱりいくらかお金を出さないとはすね、実際にこう訪問しないということで。そういう事をやればすね、やっぱりこれぐらいのレベルまで上がる可能性があるという事なのですね。だから、回収率が悪いからやめるというのではなくて、全く方向が逆であってすね、やっぱり幾ばくかお金を追加してでもね、回収率を上げるという、やっぱり、方向が介護予防として非常に大切だというふうに思ってますし、介護サービス費、今、140 億円ですよ。これに対して今、サービスを受けている人が 7,700 人。これ、単純に計算すると一人 180 万くらい掛かっている、年間ね。そういう事は、先ほど 1,900 万円カットしたわけですが、約 10 人くらい増えたらもう、すぐそれで元とられちゃうわけですよ、これ。要するに。だから、そういう事も含めてやっぱり検討してもらわないと、この約 3 万人のその 65 歳から 74 歳の高齢者、この人たち 1,900 万円カットされたということで、亀山市民と鈴鹿市民はすね、このいきいき度チェックリスト、これからチェック受ける機会はなくなったわけですが、一人 600 円ですよ、約。この 600 円の市民サービスがすね、なんでできないのだという事を私は非常に、やっぱり、問題だと思うし、これ県下で一つだけですからね。鈴鹿市だけです。鈴鹿市と亀山市だけです、こういう事やれないのは、これ、全くおかしいと思うのです。広域連合長どうですか。御見解をお願いいたします。

○ 議長（青木啓文 議員）

広域連合長。

○ 広域連合長（末松則子 君）

それでは、議員のいきいき度チェックに関する御質問に答弁申し上げます。高齢者の方々が、できるだけお元気ですごしていただくためには、体の機能が少し弱くなっていて、要介護状態となる可能性がある方を、早期に発見をして介護予防教室に参加していただくことはとても大切だというふうに考えています。いきいき度チェックは、

そのような要介護状態となるおそれの高い高齢者を把握をするため実施しているものでございます。また、未回収の方の中には、日常の生活動作が困難な方が含まれる可能性がございますことから、地域包括支援センターが直接訪問を行い、支援が必要な方の早期発見、早期対応に努めているところでございます。近年、核家族化の進展とともに高齢者を取りまく環境は、複雑化、また、多様化をしてきております中で、高齢者が抱える様々な問題に対してきめ細やかに対応していく事は大切だというふうに、必要であるというふうに考えております。そのためには、いきいき度チェックの実施をはじめ地域包括支援センター、地域の民生委員の皆様、様々な関係機関と連携をして、高齢者の生活実態の把握に努め、高齢者が安心をして暮らせるようなまちづくりを推進をしていくためにも、午前中からずっと議員御指摘の御質問でございますけれども、今年度、26年度に向けては75歳以上という事でございますけれども、今日、議会でこのように御質問もいただいておりますことから、更に、広域連合の中でですね、もう少し検討をしていくという事も考えていかなければならないのかなというふうには思っております。今後、しっかりと検証も含めて、また26年度の実施をしていた方向性も見極めながらですね、いろいろ再考もしてまいりたいなというふうにも考えております。

○ 議長（青木啓文 議員）

鈴木議員。

○ 鈴木純 議員

ありがとうございました。ぜひまた、慎重にですね、御検討いただいて、少しでもやっぱり介護サービスを受ける人が減るといって、重度の人が軽度になるように、そういうような介護予防の施策をお願いしたいと思います。続きまして、大きなですね、2番目の質問でございますけれども、昨今の報道によりますと、例えば、お手盛り介護という、デイサービスの時間を水増ししたりですね。それから、送迎時間をデイサービスに含める。また、ひも付きケアマネという、事業所や施設の意向を汲んで必要以上にサービスを付ける。こういうような不正な事案が発生をしているという事でありまして。確かに、この介護サービスはですね、非常に現場が見えにくいというかですね、個室化しているというふうな状況もございますので、なかなか、特に在宅の関係だとそういう傾向がありますので、よりですね、牽制なり監視を強めていかなければならないと思っておるわけですが。最初の質問は、その不適切な給付請求について、

過去の不適切請求事案。それと、不適切な給付を請求をされた事業者への対応。返還金への回収についてですね。御説明をお願いします。

○ 議長（青木啓文 議員）

事務局長。

○ 事務局長（佐藤隆一 君）

介護給付等適正化に関する不適切な給付請求について答弁を申し上げます。本広域連合管内の過去5年分における故意による不適切な請求事案は、3件でございました。1件目の事例は、指定権者である県の監査にて、雇用関係にない者によるサービスの提供や算定要件を満たしていない状況下での介護報酬への算定などの不適切な行為を行ってきたことが発覚いたしまして、県が、訪問介護及び通所介護の指定取消処分と、不正請求費として、本広域連合分で加算金を含め459万5,005円の返還命令を出したものでございます。県の監査で指摘されたというものでございます。なお、この事例の関係の保険者は、本広域連合を含め、6保険者に及んでおります。返還につきましては、相手方弁護士との交渉の結果、返還能力に応じて分割にて返還をすることとなっております。現在も分納中でございます。2件目の事例は、これも県の監査にて発覚をしたものでございます。虚偽の記録作成や監査に対して虚偽の報告をしたとして、県が、居宅介護支援事業所の指定取消処分と不正給付費として加算金を含めて、合計で346万1,500円の返還命令を出したものでございます。本事例の関係保険者は、本広域連合だけでございます。本事例についても、返還については、債務者からの申出により分割による返還を現在も受けております。3件目の事例は、指定権者である津市の監査にて、介護支援専門員の未配置の不適切請求が発覚し、津市が、指定取消と不正給付費として本広域連合分として加算金を含め、合計で474万7,648円の返還命令を出したものでございます。本事例での関係保険者は、3保険者に及んでおります。給付費の返済につきましては、平成22年4月に完済をしております。現在はしたがしまして2件の事業者から分割で返還をされております。返還が滞ることのないよう常々相手方と対応しておるところでございます。以上でございます。

○ 議長（青木啓文 議員）

鈴木議員。

○ 鈴木純 議員

過去3年ですね。近年にあったという事で、県の監査と津市の監査で発見されたという事なのですが、幸い鈴鹿や亀山がですね、広域連合の監査ではかからなかったという事なのですが。今のこの鈴鹿亀山広域連合としての監査のレベルというのは、どんなことをやっているか御説明いただけますか。

○ 議長（青木啓文 議員）

介護保険課長。

○ 介護保険課長（片岡康樹 君）

鈴鹿亀山地区広域連合では、広域連合が指定権者となっております地域密着型サービス事業所に対して、実地指導あるいは監査を行っております。これは、今、事業所が約30くらいに及びますことから、かなりの手間もかかるわけですが、概ねだいたい6年に1回、5年に1回程度の実地指導をしております。その内容は、事業所の人員の配置体制でありますとか、運営基準でありますとか、それから、帳簿やそういうもののチェックをしております。ほぼ1日ぐらい。1日かけて、隅々まで調査をしております。以上です。

○ 議長（青木啓文 議員）

鈴木議員。

○ 鈴木純 議員

今、6年に1回、5年に1回という事なのですが、一つにはこれ、ちょっと期間が長すぎるのじゃないのかなと思うのですが。それが一般的なレベルなのかどうかという事と、なにかその教育みたいな事は、どういうふうな事をされているのかですね、その辺も御説明をお願いします。

○ 議長（青木啓文 議員）

介護保険課長。

○ 介護保険課長（片岡康樹 君）

5年か6年が、長いのではないかという事ですけど、一応、更新の期間が6年間と

いう事になりますので、それに1回程度は最低はやりたいという事にしております。ただ、他市の保険者の事を言うてなんでございますけども、他市はもうちょっと期間が長い。うちほどはやれていないというところもございます。それと、その計画的に監査には、監査、実地指導行っておりますけども、例えば、利用者とか家族とか、そういったところから通報がある場合はですね、ちょっと、おかしいのじゃないかという事があればですね、随時に事業所にも入っております。それから、各事業者を1年に1回集めまして、集団指導を行っております。その内容は、その時々によるのですけども、感染予防でありますとか、介護報酬の改定でありますとか、その時々にはトピックスについて集団指導を行いまして、指導をやっております。以上です。

○ 議長（青木啓文 議員）

鈴木議員。

○ 鈴木純 議員

それじゃあ二つ目の質問ですけども、不適切な給付請求の削減ということで、今、その監査体制みたいなことは御説明いただいたのですが。その他、例えば介護サービス利用者へのその利用実績通知、これは定期的に送られていると思うのですが。これはどのくらいお金がかかって、どのくらい機能しているのかという御説明と、あと、ケアプランチェックの実績。ケアプランチェックというのやっておりますよね。その実績と効果について具体的な方法だとか、回数について御説明お願いいたします。

○ 議長（青木啓文 議員）

事務局長。

○ 事務局長（佐藤隆一 君）

はい。では、不適切な給付請求の削減に係るサービスの利用実績通知及びケアプランチェックの実績とか効果、あるいは費用について答弁を申し上げます。まず、介護サービス利用者への利用実績通知でございますが、本広域連合では、利用者本人に対して、3ヶ月分のサービス利用実績を年4回、いわゆる3ヶ月ごとに1回、3ヶ月分をまとめて介護保険にかかる介護給付費のお知らせとして、郵送しております。したがって、全員に1年分の実績が通知をされているという事になっております。本通知によりまして、利用者には、改めて介護保険の給付額及び利用者負担額を確認し

ていただくことにより、適正な利用を促しております。この通知によりまして、利用者が自ら事業所からもらいます請求書と突合することができるという事で、不正な点あるいは不明な点が生じていないかを確認することができますし、あらかじめこの通知書が送られていることが、事業所にとっては不正請求の抑止力になっているというふうに理解しております。ですから、効果がどうかということになりますと、むしろ、これによって不正が発覚したというよりも、これがある事によって、事業所が間違ったことをしてはいけないという、そういうふうな抑止力があるということが大変効果が大きいと我々は考えております。次にケアプランチェックの実績と効果についてでございますが、本事業は平成22年9月より、延べ82の居宅介護支援事業所に対して実施をしてまいりました。ケアプランチェックでは、居宅介護支援事業所のケアマネジャーが持参したケアプランについて利用者の自立支援に資するケアプランとなっているかどうか、そういう点を地域包括支援センターなどの主任ケアマネジャーも含めて、共に検討、協議を行って、新たな気づきを促すというものでございます。これによりましてケアマネジャーの資質向上を図っておるということでございまして、それが適切なケアプランの作成につながっていくものであると思っております。このケアプランチェックに参加したケアマネジャーからは、やはり気づきを促すという点で効果がございまして、いろいろなケアマネジャー、現場で悩みを抱えていただいておりますが、新たな課題が見つかった、また、それに対する対応策が発見できた、あるいは悩みが解消できたというふうな意見をいただいておりますので、その点では、効果が出ているのかなと考えております。本事業は大変地道な事業でございますけれども、ケアマネジャーの育成や適切なケアプランの作成という観点から、介護給付の適正化に介護給付費の通知とあわせまして、適正化につながっていると考えております。なお、費用は介護保険課長から答弁させていただきます。

○ 議長（青木啓文 議員）

介護保険課長。

○ 介護保険課長（片岡康樹 君）

ケアプランチェックの経費について説明申し上げます。まず、電算委託料ですけど、電算委託料が103万4千円。それから、ケアプランチェックに来ていただきます主任ケアマネの報酬、これが21万2千円。それから、郵便料が158万でございます。ケアプランチェックの報酬を言いましたけれど、電算委託が103万円、通知に掛かるも

のとしては電算委託が103万4千円。それから、郵便料が158万でございます。以上です。

○ 議長（青木啓文 議員）

鈴木議員。残時間、少ないでございますので、考慮の上。

○ 鈴木純 議員

一つ気になるのは、3ヶ月にいっぺんですね。その利用実績通知ですね。送られているという事なのですが、やっぱり、お年寄りだという事と、なかにはやっぱり少しくうね、痴呆気味な人もいますので、本当にその本人が確認能力があるかどうかというところもね、一部心配するところもあると思うのですが、その辺については何かフォローされているのでしょうか。

○ 議長（青木啓文 議員）

事務局長。

○ 事務局長（佐藤隆一 君）

その通知、先ほどのいきいき度チェックもそうですけども、やはり、本人さんとのやり取りの中で、本人さんがどのように理解をしていただけるか。そういう事は大変重要な事であろうと思います。ですから、一義的にその一方通行関係ではなくて、いろいろなネットワークの中でそれが確認していけるというふうな方向が本来あるべきかなと思っております。例えば、サービスの利用者さんであれば、必ずケアマネジャーがついているわけで、ケアマネジャーさんがそれを目にするという事も促していく必要があろうかと思えますし、また、民生委員さんが今、老人の高齢者の方のお家を一軒一軒訪ねて歩いていただいております。そういう努力を本当にされて、していただいておりますけれども、その方々もネットワークの中に入っていただいて、例えば介護給付費通知を出した時に、そういうのも民生委員さんにあるということをお知らせしておいてですね、ちょっと一緒に確認してもらおうとか、やはり、複合的な、多重的なネットワークの中で動かしていかないと、本当に高齢者御本人だけに頼ってしまうと漏れ落ちてしまう事があるかも知りませんので、そのあたりを重々これから考えていかなければいけないのかなと思っております。以上です。

○ 議長（青木啓文 議員）

これにて、鈴木議員の質問を終わります。

○ 議長（青木啓文 議員）

新議員。

○ 新秀隆 議員

はい。それでは一般質問に入らせていただきます。今回は、鈴鹿亀山地区の広域連合の第6期介護保険事業計画策定に向けてのところについてでございます。まず初めにですね、重要施策についてという事で、昨年より社会保障プログラム法案、そして地域包括ケアシステム等と出されてきております。その中でですね、第6期の策定に向けての介護保険制度の改正についての内容でございますが、今回お伺いしたいのは、先ほど事務局長からもおっしゃっていましたが、今後団塊の世代の方が後期高齢者となるのが2025年。これを見据えてですね、高齢者が体力的なこともございますのですけど、認知症の問題。確かにこう、今現在、認知症、全国的に見ますと、高齢者の65歳以上で10人に1人、そして85歳以上の4人に1人が認知症にもなってきております。こういう中におきましてですね、地域で支え合っていくというのが盛り込まれてきておるわけなのですけど。今回のところで申しますと、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援のこの一体で体制を作り、そして、地域性を大切にということで、先ほど事務局長のほうからもお話ございました。こういう事を踏まえてですね、今現在、点数制で先ほどおっしゃったのは、特養に入所のことにつきましても、認定点数が80点が上回るとか、そして、介護認定の3以上が対象であるということとか、介護のランクによっていろいろ処置が、今、いろいろ打ち出してきておりますが、そういう中におきましてもですね、厚生労働省側といたしましての局の意見の中にですね、予防給付から移行分を備えるように設定していただくと申されて、また、特別養護老人ホームの入所限定を要介護3以上に設定することについては、軽度者でも利用せざるを得ない中の線引きする、切り捨てるというふうな思われがちでもありますが、そのサービスの対象から漏れる高齢者が出ないように、十分配慮すべきであるとも申されております。こういう事をですね、踏まえてですね、先ほど来からも言っております1次予防、2次予防のこういうところ踏まえて、この第6期の計画の策定について、介護保険制度の改正に向けての広域連合としてのお考えを伺います。

○ 議長（青木啓文 議員）

事務局長。

○ 事務局長（佐藤隆一 君）

まず、第6期介護保険事業計画の策定に関する広域連合としての今後の方向性という事でございます。法改正がもしも実現いたしますと、議員おっしゃられるように、特別養護老人ホームへの入所条件が原則要介護3以上になるとか、あるいは、要支援者のデイサービス、それからホームヘルパー派遣、これが地域支援事業に移行していく、そのようなことがなってくるわけでございます。この辺につきましては、特に特養の件につきましては、要介護1、2の方で今入ってみえる方もそのまま入っておられるという特例措置が講じられるわけでございますが、それから細かいことを申し上げますと、今入所してみえて、状況が改善されて、要介護度が3であった人が例えば2になったというような場合も、やはり、地域へ戻ることができない、自宅へ戻ることができないと認められる場合は、そのまま特養に入っておることができるという、そういう特例を設けるという事で、鈴鹿亀山管内ではだいたい90%をちょっと超える方が要介護3以上ですので、逆に10%以内の方が要介護1、2で、今、入所されています。ですから、特段そんなにそこについては影響が出ないのかなとは思っております。それから、予防給付につきましても地域支援事業に移行になってはいますが、基本的にはやはり、今、サービスを提供している事業所がございますことから、その事業の組み立てとしては別に動きますけども、そのサービスが全くなくなってしまうというわけではないと思います。あくまでサービス事業者がある限りは、その法的な組み分けは別でも、実際にサービスの中身については、そんなに、余程、大きな変更はないと思っております。そういうふうな中で、地域包括ケアシステムの構築という大きな流れが来ておるわけでございますが、それをどのように第6期の中で組み立てていくのかという事でございます。これは本当に悩ましい問題でございます。正直、あまり時間のない中で、速やかに考えていかなければならないという課題であろうと、広域連合としては考えているところでございます。また、本日の議会の中でも御意見をいただいておりますが、やはり、構成市との関係の中できちっと組み立てていくという事がございますので、単体で全てを、全部決めてしまえる、自己完結できるという事業ではございません。そういう事から、2市との間でしっかり議論をして、役割分担をきちっとやるという事がまず必要かと思っております。介護保険という保険者としての

任務、つまり、認定をし、給付をするという、このいわゆる保険給付という分野につきましては、共同事業でやるという事については、大きくメリットがあると考えております。しかし、やはり2市の独自の福祉政策とリンクをしている大きな部分もなかにはございます。そういうところにつきましては、どうやってやるのかという事を広域連合と鈴鹿、亀山との間で、しっかり議論をして役割分担、それから責任の住み分け、費用の負担、そういう事を考えていかなければならないと思います。議員おっしゃられるように、その、いよいよもう、2025年と言いますと、まだ、もう11年先の話でございまして、その時に75歳以上の方がピークを迎えると。それから、まだその後ですね、医療保険にしろ、介護の需要にしろ、そちらの需要はますますその先も伸びていきまして、最終、2042年まで、この傾向は続くというふうに言われております。それを見越して、そのスタート、キックオフの地点としてこの第6期の計画が位置付けられております。まだ、厚生労働省から概念は示されておるのですが、具体的なガイドライン、それから、メニューは示されておりませんが、その情報を速やかに取り入れてですね、とにかく2市と協議をして、まず26年度スタートする時点で、早急にその関係者でのワーキングチームを編成してあたってまいりたいと思います。特に介護、医療、住まい、生活支援、介護予防の各分野が関係をしてまいりますので、関係者とも十分にまた協議をしなければいけないと思っております。介護保険計画策定委員会も4月に立ち上げる予定でございしますが、そのメンバーにもやはり、各界から入っていただくような形で、現在進めているところでございます。以上でございます。

○ 議長（青木啓文 議員）

新議員。

○ 新秀隆 議員

2回目でちょっと聞こうかと思ってたことも全て言っていただきましたので、結構なんです。ちょっと要約いたします。確認なのですが、この27年、28年度で、やっぱりこの地域包括ケアシステムの中です、特養とか医者とか、そういうところから自宅介護にというふうな形になっていると思うのですが、やはり、全国一律に決まったことではなく、その土地土地といいますか、地域によって、やり方とか方法とかいうのは、変わってこない、いろいろ違いが出ると思います。その辺も先ほどおっしゃっていただいたこの4月からそれを立ち上げという事で、ちょっと心配して

おったのはこの27年、28年に向けてですね、しっかり、もちろん間に合うようにやっていただくというふうな、先ほど、お言葉頂きましたので、その点につきましてはいろいろ試行も既に考えていただいておりますという事なので、そういうふうに自分として理解させていただきまして、ここの質問は、2番目のほうに移らさせていただきます。ここで、保険料金の考え方ではございますのですが、現在、いろいろ、だんだん段階を経て、上がってきてはおるのですが、2000年当初にですね、保険始まった時には、全国平均で言うと2,911円からスタートして、現在に至りましては、平均で4,972円ですか。当広域におきましては、年間6万5,000、第6段階の中で、6万4,520円という事ですので、月額にすると5,376円。若干ちょっと全国平均よりは高くなってきております。そういう中でですね、今、第4期、そして、第5期にきた時に、12段階に持ってきたわけなのでございますが、そういうふうな状況からして、今後の保険料の考え方についてお伺いします。

○ 議長（青木啓文 議員）

事務局長。

○ 事務局長（佐藤隆一 君）

では、今後の保険料額の考え方について答弁申し上げます。まずは、国の制度改正がございまして。こちらでは、低所得者の1号被保険者の保険料の軽減強化という事で、国は今、標準で所得段階を現行6段階にしております。これを9段階にするというふうな提案をしております。この中で、第1段階、第2段階、これは所得の低い方々あるいは所得のない方々の段階ですが、ここを標準額、先ほど議員さんがおっしゃられました鈴鹿亀山で5,300円というあの金額の標準額の今は0.5が国の示す額なのですが、これを0.3に引き下げるというふうな保険料の見直し案が国から示されております。私ども本広域連合は、第5期介護保険事業計画の中でですね、所得段階の設定が国の示しております6段階をさらに細分化いたしまして、12段階としており、また、第1段階、第2段階は、国の示す負担割合が今まで0.5だったものを0.4と、0.1引き下げて設定しているところでございますが、第6期事業計画においては、国の改正案が示しております低所得者割合の軽減措置に沿いまして、今0.4であるものを0.3にしていかなければならないのかなというふうに考えているところでございます。介護保険料につきましては、当然ながら介護サービス、それから地域支援事業の費用、ここがいくらかかるかという事に全てよってまいりますもので、そことのバランスの

中に十分配慮をして、12段階をどのようにもう一度セットし直すのかと。低所得者への引き下げというのは、これは含めた上で、じゃあその下げた分は誰がまた別にこう負担をしあうのかという事を適切に考えてまいりたいと思います。以上でございます。

○ 議長（青木啓文 議員）

新議員。

○ 新秀隆 議員

はい。ありがとうございました。確かに、国の0.4に0.3というふうな形で低所得者の方については温かい配慮を、また、その分を補うところも、これも課題な事だと思いますので、よく理解をいたしました。最後のところでございますが、保険料のつながりで、やっぱり、滞納という事につきましてでございますが、今後、この6期中です、今まで過去の期をまたいできまして、その中でやはり滞納の問題というのは、なかなか外せない問題ではございますが。やっぱり厳しい、その本当に生活が厳しい中で滞納があると、怠慢で滞納とか、いろいろパターンはあると思うのですが、過去の状況を踏まえて、今後、その新規に6期中です、新たな施策のような形のものはあるのでしょうか。今後の対応についてお伺いいたします。

○ 議長（青木啓文 議員）

事務局長。

○ 事務局長（佐藤隆一 君）

はい。では、保険料の滞納について、現状及び今後の対応というところで、御答弁をさせていただきます。介護保険料の賦課徴収事務は、御承知のとおり、本広域連合と鈴鹿市及び亀山市との間で介護保険に関する事務委託の規約というのを結んでですね、その中でこの賦課徴収事務の委託をしているところでございます。介護保険料は、介護保険事業財源の21%を占めておりまして、大変これは重要な財源となっております。従いまして、滞納というものがあれば、やっぱり、困ったという事になるかと思っております。このような中でですね、2市のほうでは、滞納されている方に対しては、督促状、催告状、これは当然行うわけでございます。また後、口座振替の推進や電話での御案内という事を実施しておるわけでございます。また、生活困窮などの理

由で納付が困難な方に対しましては、納付しなさいという事だけではなくて、生活状況、経済状況などをお聞きして、分割納付とか、あるいはその方の生活に応じた御案内をさせていただく、また他のサービスが必要な場合、例えば生活保護が必要であるとか、そういうふうな事がもしもあったとすれば、そういう他の福祉制度の御案内もさせていただくというふうなことをしながら、滞納対策の中の一環としては、そういう生活相談もやらせていただいております。保険料につきましては、特別徴収は100%の収納率でございます。もちろん、天引きでございますので100%というのは当然と言えば当然。滞納が生じるのはどういうものかというふうな分析が大変重要になろうかと思っております。これを見ますと、やはり普通徴収の方でなかなかわからない、特別徴収だったのがいつの時点で、何かの理由でこう普通徴収になったとか、そういう事があった時に、本人がそれに気が付かないというふうなことがあったりする場合がございます。金額的には、特別徴収に比べれば凄く小さなものではございますが、なぜなったのか、その見落としというものによる滞納というのが生じる場合が多々ございます。ですから、そこら辺につきましては、やはり、こちらが想定できる部分でございますので、そういうふうな部分もですね、早く抑えていく、早く滞納の芽を摘むというふうなことをですね、どうすればいいのかという事は、2市とも共有をしてまいりたいと思っております。そういう中で、第6期の事業計画につきましては、収納率の向上につきましても十分に配慮をして書き込んでいかなければならないと思っておりますので、そういう早期発見、早期納付というふうな滞納の芽を摘むという視点で、いろいろと2市とも協議をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○ 議長（青木啓文 議員）
新議員。

○ 新秀隆 議員

ありがとうございます。21%というのはかなり大きなウェイトを占めておると思っています。最後にですね、私もあるのですが、やはり高齢者の方の来た通知について理解ができないという方も、やっぱり年齢とともにある。何か来たけど、わからへんわというので置いておく。ただ置いておくと。それが、やっぱり普通徴収ならその未納になっていくと。その辺を先ほど局長もおっしゃられたように、やっぱこう早めに早めにと。溜まってからやとやっぱり大変なことになってきますので、なかなか労力

的に大変だと思うのですが、その辺の配慮も踏まえたですね、対応を今後お願いしたいことを申し添えて、私の質問を終わらせていただきます。

○ 議長（青木啓文 議員）

これにて新議員の一般質問を終わります。一般質問については、これにて終結をいたします。以上で、本日の日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉じ、平成 26 年 3 月 鈴鹿亀山地区広域連合議会定例会を閉会いたします。御苦勞様でございました。

午後 2 時 45 分 閉会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

平成26年3月28日

鈴鹿亀山地区広域連合議会議長 青木 啓文

議員（3番） 鈴木 純

議員（9番） 板倉 操